

名古屋市公報	平成30年 5月 9日	第1256号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所	
	電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目次	ページ
条 例	
○ 乗合自動車乗車料条例及び高速電車乗車料条例の一部を改正する条例 (交通・経営企画課) (第45号)	6
規則	
○ 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第70号)	7
告示 示	
○ 名古屋都市計画事業の認可 (緑土・緑地事業課) (第268号)	18
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧 (緑土・緑地事業課) (第269号)	19
○ 名古屋都市計画事業の認可 (緑土・緑地事業課) (第270号)	20
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧 (緑土・緑地事業課) (第271号)	21
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定について (緑土・道路建設課) (第272号)	22
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第273号)	24
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第274号)	26
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第275号)	28
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第276号)	30
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第277号)	32
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第278号)	34
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第279号)	36
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第280号)	37

○ 名古屋市蓬左文庫の観覧料の収納事務の委託について	(教育・蓬左文庫)	(第281号)	38
○ 名古屋市蓬左文庫の観覧料の収納事務の委託について	(教育・蓬左文庫)	(第282号)	39
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第283号)	40
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第284号)	42
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第285号)	43
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第286号)	45
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第287号)	46
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第288号)	47
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について	(緑土・農業センター)	(第289号)	48
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第290号)	49
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第291号)	52
○ 裁決書謄本に係る公示送達	(住都・総務課)	(第292号)	53
○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(健福・介護保険課)	(第293号)	54
○ 指定居宅介護支援事業者の指定	(健福・介護保険課)	(第294号)	56
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第295号)	57
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第296号)	58
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第297号)	63
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第298号)	65
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課)	(第299号)	68
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第300号)	76
○ 有料公園施設の使用料の収納事務の委託について	(緑土・緑地管理課)	(第301号)	78
○ 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について	(緑土・緑地管理課)	(第302号)	79
○ 名古屋市みどりが丘公園の使用料等の徴収事務の委託について	(緑土・緑地維持課)	(第303号)	81

○ 有料公園施設等の供用月日の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第304号)	82
○ 葵土地区画整理審議会委員の選挙期日	(住都・大曾根北・筒井都市整備事務所)	(第305号)	83
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課)	(第306号)	84
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課)	(第307号)	85
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課)	(第308号)	86
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(観光・名古屋城総合事務所)	(第309号)	87

選挙管理委員会告示

○ 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について	(第2号)	88
---	-------	----

教育委員会告示

○ 名古屋市志段味古墳群歴史の里指定管理者の公募	(第8号)	93
○ 名古屋市志段味古墳群歴史の里の区域について	(第9号)	97
○ 教育委員会定例会の開催について	(第10号)	100

交通局管理規程

○ 乗合自動車乗車料条例施行規程及び高速電車乗車料条例施行規程の一部改正	(第12号)	101
--------------------------------------	--------	-----

病院局管理規程

○ 名古屋市立病院条例施行規程の一部改正	(第23号)	102
----------------------	--------	-----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	103
○ 平成30年度名古屋市職員第 1類・免許資格職採用試験公告	(人事・任用課)	105
○ 名古屋市屋外広告物講習会の周知公告	(住都・都市景観室)	118
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(市経・地域商業課)	119
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止公告	(上下水・営業課)	122
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	123
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	124
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	125
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	127
○ 土地改良区の役員の就退任の公告	(緑土・都市農業課)	128

雑	報	
○ 職員の懲戒処分	(上下水・総務課)	131

条 例 の あ ら ま し

- 乗合自動車乗車料条例及び高速電車乗車料条例の一部を改正する条例（第45号）

- 1 改正内容

乗合自動車（市バス）及び高速電車（地下鉄）において、保護者 1人につき幼児 4人までを無料とします。

- 2 施行期日

平成30年 5月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（第70号）

- 1 改正内容

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第16条、第20条、第 3号様式、第20号様式及び第21号様式の 2から第21号様式の 4の 3関係）

(2) その他規定の整備を行います。（第20号様式関係）

- 2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成30年 5月 7日から施行します。

乗合自動車乗車料条例及び高速電車乗車料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 4 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第45号

乗合自動車乗車料条例及び高速電車乗車料条例の一部を改正する
条例

(乗合自動車乗車料条例の一部改正)

第1条 乗合自動車乗車料条例（昭和22年名古屋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「2人」を「4人」に改める。

(高速電車乗車料条例の一部改正)

第2条 高速電車乗車料条例（昭和32年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条ただし書中「2人」を「4人」に改める。

附則

この条例は、平成30年5月1日から施行する。

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 5月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第70号

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
の法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
細則（平成18年名古屋市規則第 107号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第 5条第21項」を「第 5条第23項」に改める。

第20条第21号の 4の次に次の 2号を加える。

(21)の 4の 2 補装具費支給券

第21号様式の 4の 2

(21)の 4の 3 補装具費支給券

第21号様式の 4の 3

第 3号様式を次のように改める。

(一)				(二)				(三)									
障害福祉サービス受給者証 (事業者記入欄 別冊)				訪問系サービス事業者記入欄				短期入所事業者実績記入欄									
受給者証番号				事業者及びその 事業所の名称		事業者確認印		事業者及びその 事業所の名称		実施日		日		月 累計		事業者 確認印	
支給決定障害者等	フリガナ			サービス内容	月	時間	分	事業者確認印		年	月	日から					
	氏 名			契約支給量	月	年	月	日		年	月	日まで					
	生年月日			契 約 日	年	月	日			年	月	日から					
児 童	フリガナ			当該契約支給量による サービス提供終了日	年	月	日	事業者確認印		年	月	日から					
	氏 名			サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量	年	月	日			年	月	日まで					
	生年月日			事業者及びその 事業所の名称	月	時間	分			年	月	日から					
障 害 種 別				サービス内容	月	時間	分	事業者確認印		年	月	日から					
				契約支給量	月	年	月	日		年	月	日まで					
				契 約 日	年	月	日			年	月	日まで					
交付年月日				当該契約支給量による サービス提供終了日	年	月	日	事業者確認印		年	月	日から					
				サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量	年	月	日			年	月	日まで					
				事業者及びその 事業所の名称	月	時間	分			年	月	日から					
支給市町村名 及 び 印				サービス内容	月	時間	分	事業者確認印		年	月	日から					
				契約支給量	月	年	月	日		年	月	日まで					
				契 約 日	年	月	日			年	月	日まで					
問 合 せ 先				当該契約支給量による サービス提供終了日	年	月	日	事業者確認印		年	月	日から					
				サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量	年	月	日			年	月	日まで					
				事業者及びその 事業所の名称	月	時間	分			年	月	日から					

備考 各面の大きさは、縦12.8センチメートル、横 9.1センチメートルとする。

(四)

生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援事業者記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	事業者確認印		
	サービス内容			
	契約支給量	日		
	契約日	年	月	日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月	日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			
	事業者及びその事業所の名称	事業者確認印		
	サービス内容			
	契約支給量	日		
	契約日	年	月	日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月	日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			
	事業者及びその事業所の名称	事業者確認印		
	サービス内容			
	契約支給量	日		
	契約日	年	月	日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月	日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			
	事業者及びその事業所の名称	事業者確認印		
	サービス内容			
	契約支給量	日		
	契約日	年	月	日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月	日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			
	事業者及びその事業所の名称	事業者確認印		

(五)

療養介護・共同生活援助・施設入所支援事業者記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	入所(居)日	退所(居)日	事業者確認印
		入所(居)日	年 月 日	
		退所(居)日	年 月 日	
		入所(居)日	年 月 日	
		退所(居)日	年 月 日	
		入所(居)日	年 月 日	
		退所(居)日	年 月 日	
		入所(居)日	年 月 日	
		退所(居)日	年 月 日	

(六)

就労定着支援・自立生活援助事業者記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	利用開始日・利用終了日	事業者確認印
		契約日	年 月 日
		サービス提供終了日	年 月 日
		契約日	年 月 日
		サービス提供終了日	年 月 日
		契約日	年 月 日
		サービス提供終了日	年 月 日
		契約日	年 月 日
		サービス提供終了日	年 月 日

第20号様式（表）を次のように改める。

(表)

(二)		(三)		(一)									
支給要件の 確認方法		指定医療機関名 (変更する場合は事前に申請してください。)		自立支援医療受給者証 (精神通院医療用)									
再認定申請 時における 診断書の添付		必要 不要		公費負担者番号									
		(ただし、治療方針に変更がある場合は、診断書の添付が必要です。また、有効期間が終了している場合は新規申請となり、診断書が必要です。)		自立支援医療費受給者番号									
指定医療機関名 (変更する場合は事前に申請してください。)				フリガナ									
開始		・ ・		氏名									
名称 (病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)				住所									
所在地				生年月日									
廃止		・ ・		高額治療継続									
開始		・ ・		被保険者証の 記号及び番号									
名称 (病院・診療所／薬局／訪問看護事業者)				保護者 (受診者が 18歳未満の 場合記入)									
フリガナ				フリガナ									
氏名				氏名									
住所				住所									
自己負担上限額				自己負担上限額									
有効期間				有効期間									
年 月 日から 年 月 日				年 月 日から 年 月 日									
上記のとおり認定します。				年 月 日									
名古屋市長				名古屋市長									

備考 用紙の大きさは、縦12.7センチメートル、横29.7センチメートルとする。

第20号様式（裏）注意事項中「保健センター」の次に「又は保健センター分室」を加える。

第21号様式の 2（表）中

「

購入する補装具		修理を受ける補装具及び修理部位	
---------	--	-----------------	--

を

」

「

購入する補装具	
借受けする補装具	
修理を受ける補装具及び修理部位	

に

」

改める。

第21号様式の 3中

「

購入する補装具		修理を受ける補装具及び修理部位	
---------	--	-----------------	--

を

」

「

購入する補装具		修理を受ける補装具及び修理部位	
借受けする補装具		借受け期間	年 月 日 ～ 年 月 日

に、

基 準 額	見 積 額	利 用 者 負 担 額	公 費 負 担 額
円	円	定率負担分 円	円
負 担 上 限 月 額		(素材等選択による基 準額超過分)	
円		円	

を

基 準 額	見 積 額	利 用 者 負 担 額	公 費 負 担 額
円	円	定率負担分（合計額） 円	（合計額）
負 担 上 限 月 額		(素材等選択による基 準額超過分)	円
円		円	円
(借受けの場合) 月額		初月	円
		中間月	円
		最終月	円

に

改める。

第21号様式の 4中

購 入 す る 補 装 具		修理を受ける 補装具及び修 理部位	
---------------	--	-------------------------	--

を

「

購入する補装具		修理を受ける 補装具及び修 理部位	
借受けする補装具		借受け期間	年 月 日 ～ 年 月 日

に、

」

「

判定員 職氏名			
受領者 氏名		対象者 との関係	

を

」

「

判定員 職氏名	⑩		
受領者 氏名	⑩	対象者 との関係	

に

」

改め、同様式の次に次の 2様式を加える。

第21号様式の 4の 2

補装具費支給券

支給番号				決定年月日			
対象者	住所						
	フリガナ						
	氏名						
	生年月日						
保護者氏名				続柄			
購入する補装具				修理を受ける補装具及び修理部位			
借受けする補装具				借受け期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
補装具業者名							
基準額		見積額		利用者負担額		公費負担額	
円		円		定率負担分			
負担上限月額				円			
		円		(素材等選択による基準額超過分)			
		円		円		円	
上記のとおり決定しました。 年 月 日 名古屋市 区長 印							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第21号様式の 4の 3

補装具費支給券

支給番号				決定年月日			
対象者	住所						
	フリガナ						
	氏名						
	生年月日						
保護者氏名				続柄			
購入する補装具				修理を受ける補装具及び修理部位			
借受けする補装具				借受け期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
補装具業者名							
基準額		見積額		利用者負担額		公費負担額	
円		円		定率負担分			
負担上限月額				円			
		円		(素材等選択による基準額超過分)			
		円		円		円	
上記のとおり決定しました。 年 月 日 名古屋市 区長 印							
返却確認	返却日	年 月 日	業者名	Ⓜ			
			申請者氏名	Ⓜ	対象者との関係		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第20号様式（裏）注意事項の改正規定は、平成30年 5月 7日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている受給者証であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書及び支給券は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市告示第 268号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年 4月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画緑地事業第 1号戸田川緑地

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

第 1号戸田川緑地

名古屋市中川区富田町大字戸田字大日川田、富永一丁目並びに水里一丁目並びに港区南陽町大字西福田字猿島並びに大字福田字大儘、字西蟹田及び字春田野、西蟹田、西福田一丁目、春田野一丁目並びに春田野二丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 269号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年 4月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第 1号戸田川緑地

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

平成30年 4月23日から平成32年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 270号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年 4月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画緑地事業第 3号庄内緑地

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

第 3号庄内緑地

名古屋市西区山田町大字上小田井字赤池、字大割、字川瀬先、字敷地、字西古川、字野方、字東古川、字文衛前、字水方及び字宮前並びに大字中小田井字池畑、字伊勢林、字内畑、字大縄場、字川下レ、字北河原、字五反畑、字三右衛門裏、字三番割、字重畑、字下見取、字拾町、字高土井、字高畑、字堤北下レ、字寺野、字中野方、字西河原、字西蒲、字西堤、字野方、字東出、字東野方、字東末新田、字末新田、字藤島、字元屋敷及び字芳池地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 271号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年 4月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第 3号庄内緑地

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

平成30年 4月23日から平成37年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第272号

電線共同溝を整備すべき道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定します。

平成30年4月23日

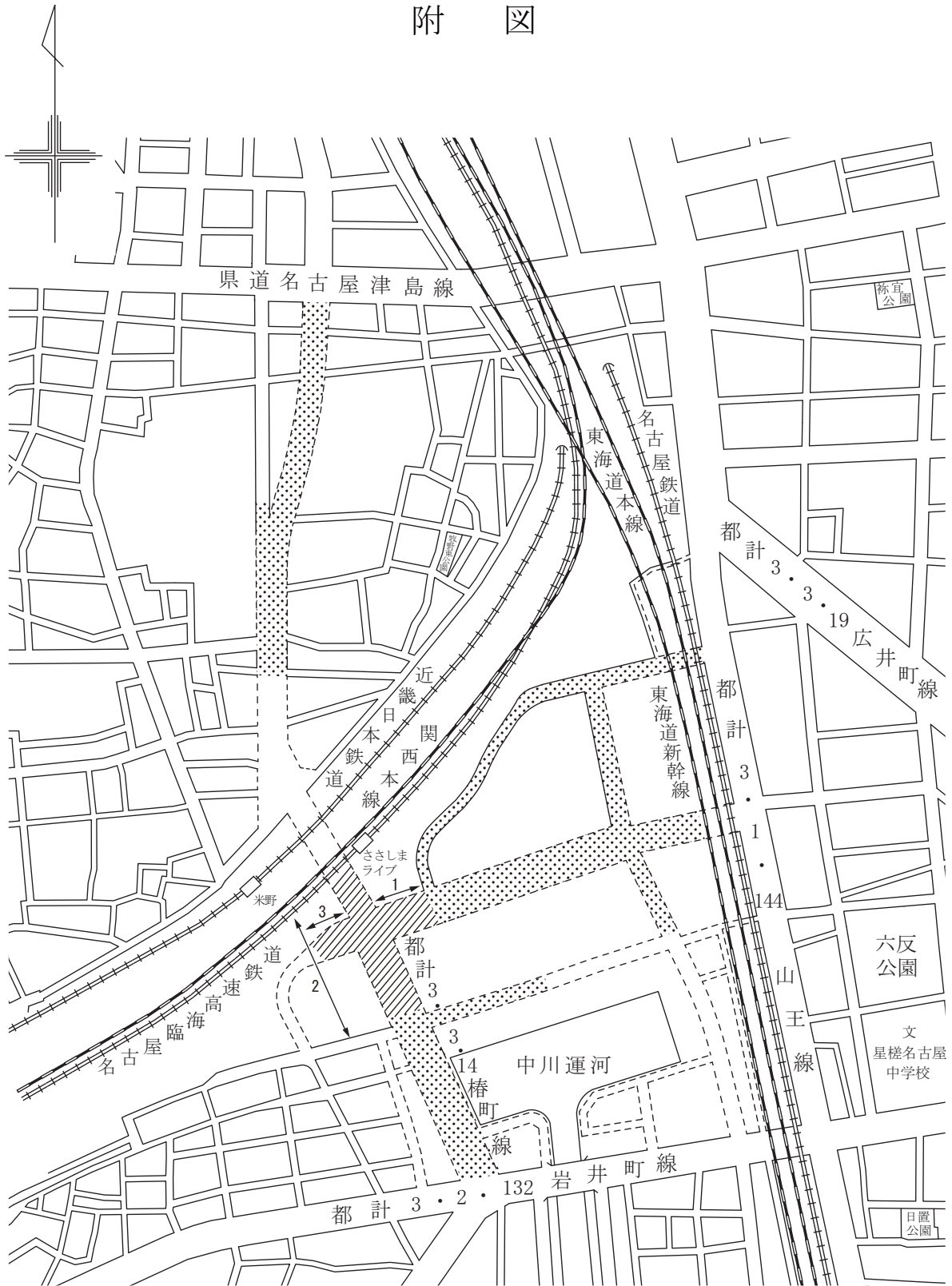
名古屋市長 河村 たかし

電線共同溝を整備すべき道路

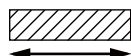
整理 番号	道路の種類及び路線名	区 間	摘要
1	市道笹島線	名古屋市中村区平池町4丁目60番の12地先から 名古屋市中村区平池町4丁目60番の11地先まで	第1 附図
2	市道椿町線第1号	名古屋市中村区平池町4丁目60番の12地先から 名古屋市中村区平池町4丁目60番の11地先まで	
3	市道 ささしまライブ24第4号線	名古屋市中村区平池町4丁目60番の5地先から 名古屋市中村区平池町4丁目60番の12地先まで	

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

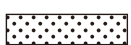
附 図



凡 例



電線共同溝を整備すべき道路



電線共同溝を整備すべき道路
に既に指定されている道路

名古屋市告示第 273号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 5項第11号に該当します。

平成30年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区大江町 6番 4の一部（詳細は、別紙のとおり）

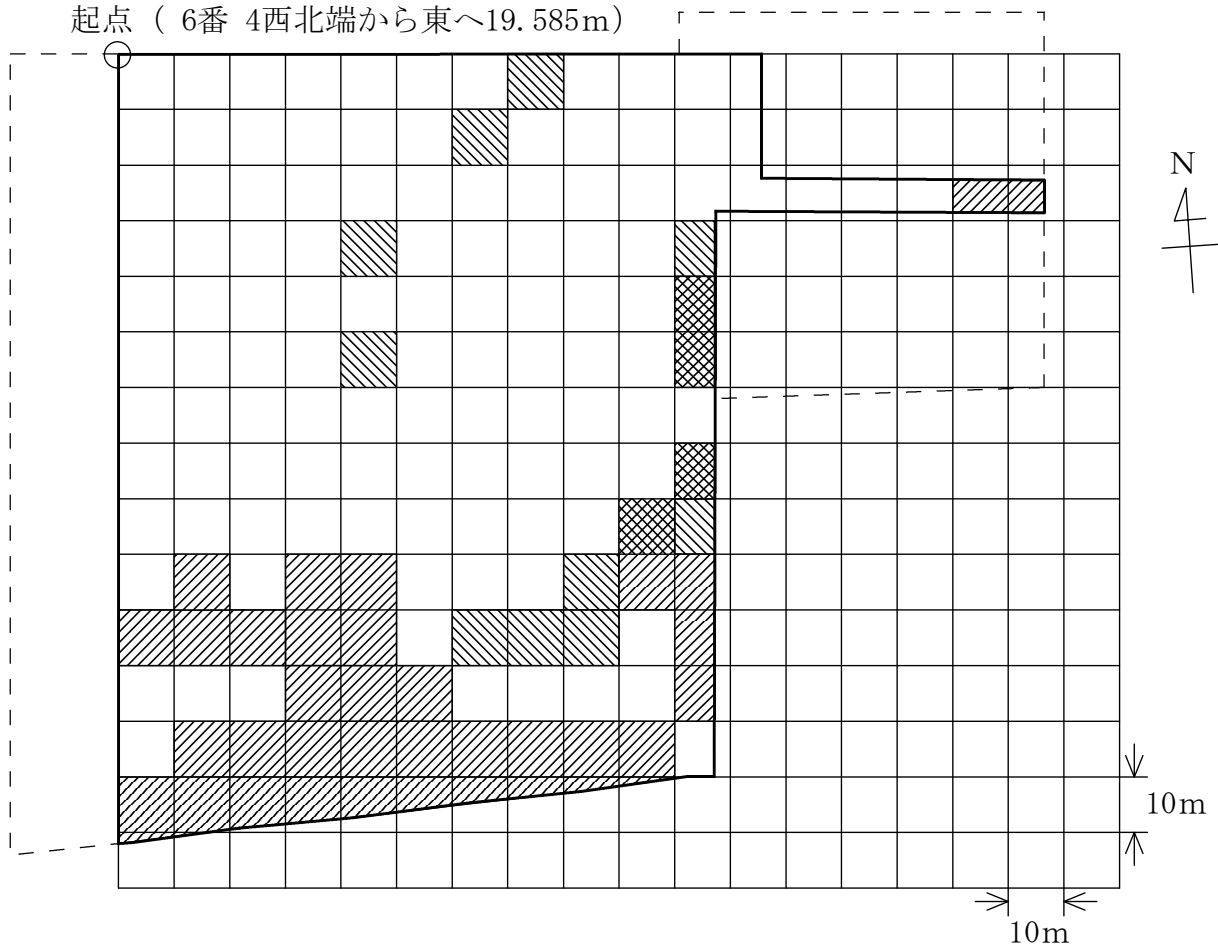
2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

港区大江町 6番 4



凡例

- : 調査対象地 - - - : 筆の境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
- ▩ : 形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びに
ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
- ▧ : 形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 274号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区稲永三丁目 801番 1の一部及び 801番 2の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

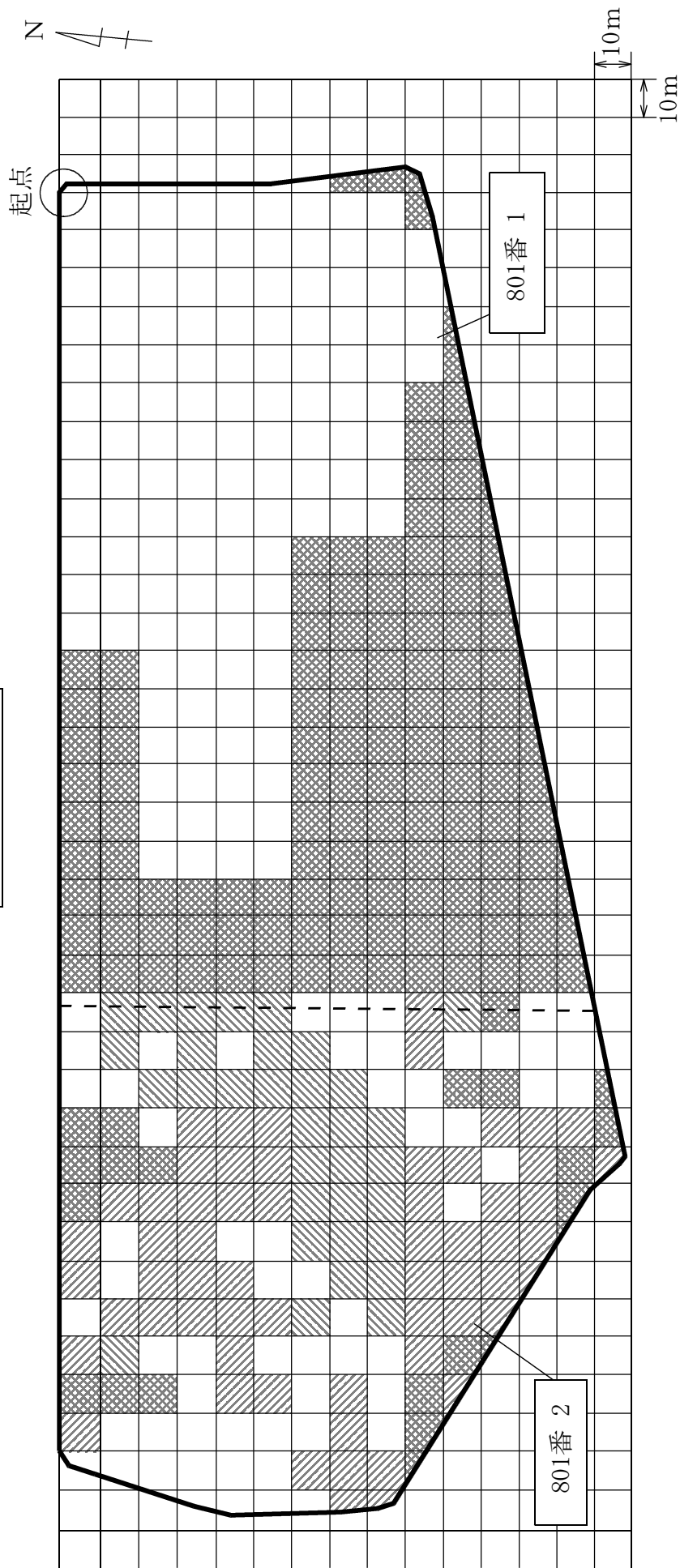
砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

港区稻永三丁目

別紙



凡例

◻ : 調査対象地

----- : 筆の境界

▨ : 形質変更所要届出区域 (砒素及びその化合物 (砒素溶出量基準不適合))

▩ : 形質変更所要届出区域 (砒素及びその化合物 (砒素溶出量基準不適合) 並びにふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

▧ : 形質変更所要届出区域 (ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

名古屋市告示第 275号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を解除します。

平成30年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成27年名古屋市告示第 537号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

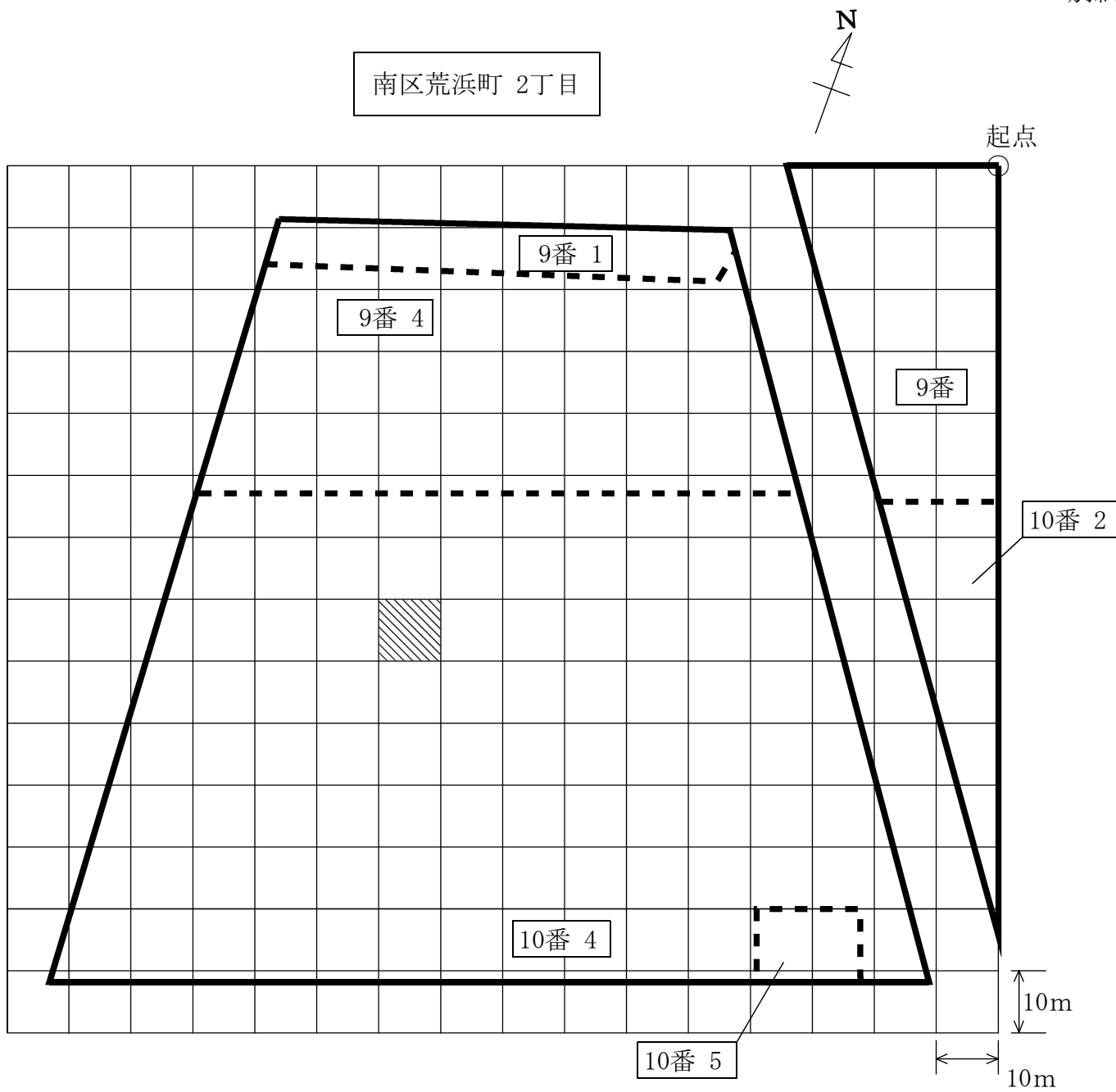
2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例



: 調査対象地

- - - : 筆の境界



: 形質変更時要届出区域を解除する区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 276号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

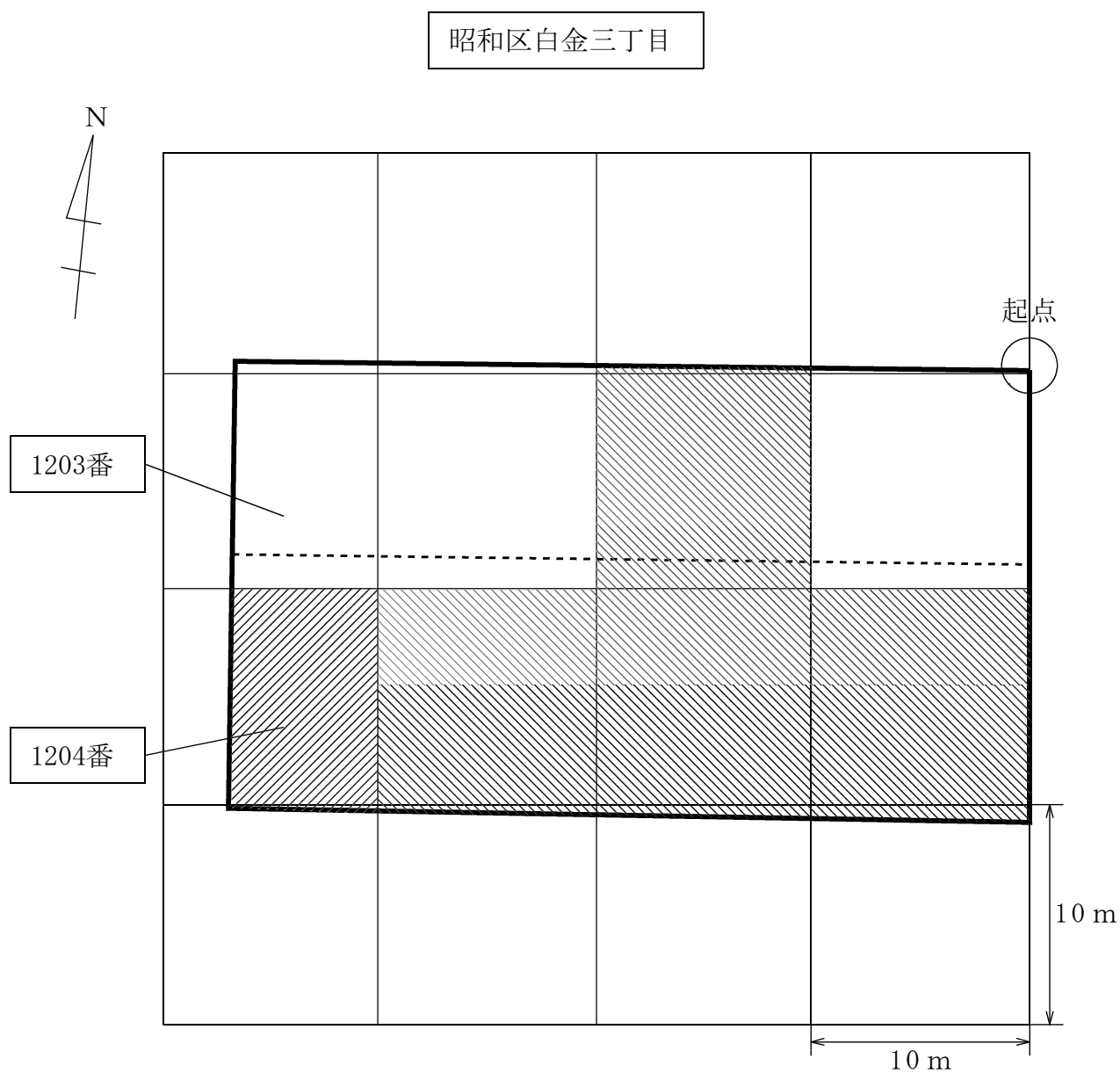
名古屋市昭和区白金三丁目1203番の一部及び1204番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地
 ----- : 筆の境界
- : 形質変更時届出管理区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

 : 形質変更時届出管理区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 277号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形 質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

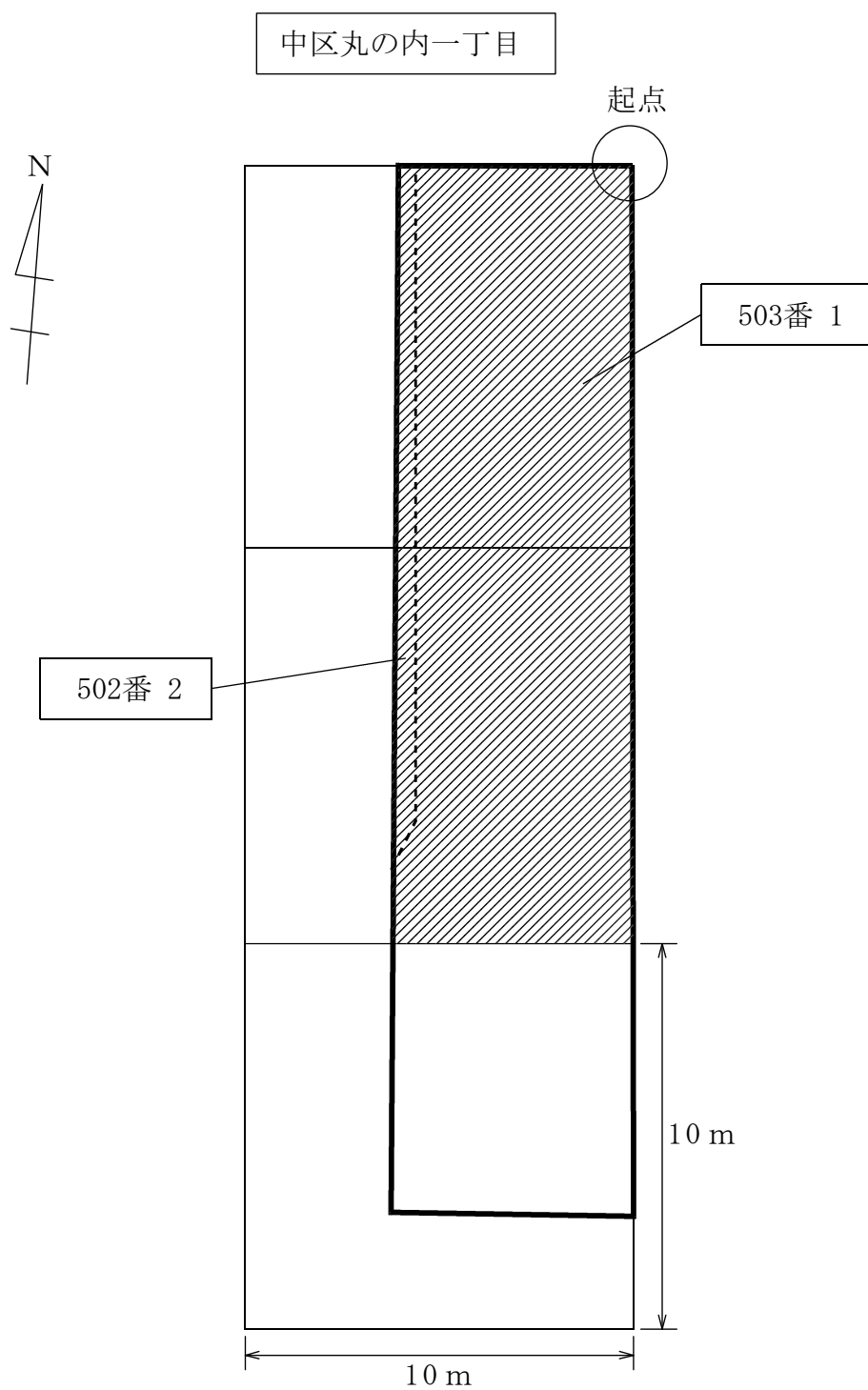
1 指定する区域

名古屋市中区丸の内一丁目 502番 2の全部及び 503番 1の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地
- : 筆の境界
- ▨ : 形質変更時届出管理区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 278号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

平成30年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中区栄三丁目 902番 1の一部、 902番 2の一部及び 902番 3の一部（詳細は、別紙のとおり）

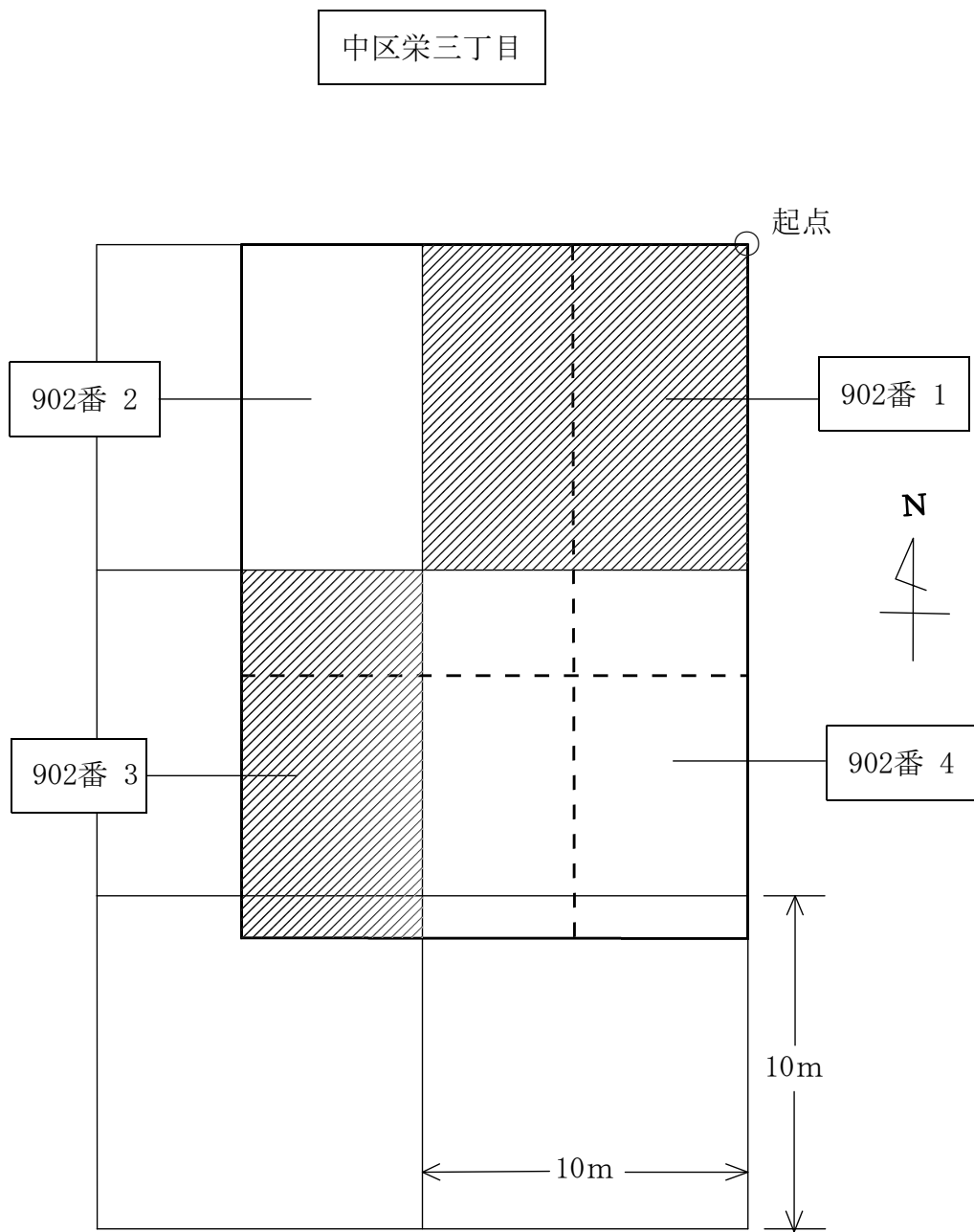
2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例



: 調査対象地

---: 筆の境界



: 措置管理区域 (砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

名古屋市告示第 279号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
平成28年名古屋市告示第 560号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 280号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 2項の規定に基づき、拡散防止管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
平成30年名古屋市告示第 104号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ポリ塩化ビフェニル（土壌溶出量基準）
- 3 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 281号

名古屋市蓬左文庫の観覧料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように観覧料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成30年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市東区徳川町1017番地

公益財団法人 徳川黎明会 徳川美術館

館長 徳川 義崇

2 収納を委託した観覧料

名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第 8号）第 3条に規定する観覧料（徳川美術館（公益財団法人徳川黎明会が設置及び運営するものをいう。）の展示会場と併せて名古屋市蓬左文庫の展示会場に入場する場合に係るものに限る。）

3 委託の期間

平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日まで

名古屋市教育委員会蓬左文庫

名古屋市告示第 282号

名古屋市蓬左文庫の観覧料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように観覧料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成30年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

徳川の杜グループ

代表者 公益財団法人 名古屋市みどりの協会
理事長 二神 望

2 収納を委託した観覧料

名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第 8号）第 3条に規定する観覧料（徳川園の黒門口・大曾根口において収納するものに限る。）

3 委託の期間

平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日まで

名古屋市教育委員会蓬左文庫

名古屋市告示第 283号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

許可年月日及び 許可番号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
平成30年 1月23日 29指令住開指第 227号	名古屋市緑区滝ノ水四 丁目2008番	東京都西東京市芝久保町 四丁目26番 3号 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘
平成29年11月22日 29指令住開指第 185号	名古屋市昭和区松風町 1丁目 5番 3外 3筆	東京都千代田区丸の内二 丁目 4番 1号 株式会社オープンハウス ・ディベロップメント 代表取締役 福岡良介
平成29年11月 1日 29指令住開指第 156号	名古屋市中川区打中二 丁目 119番17	名古屋市中区丸の内一丁 目17番 2号 株式会社玉善 代表取締役 玉野善教
平成29年 6月 5日 29指令住開指第43号	名古屋市名東区高針五 丁目67番外 2筆	名古屋市名東区新宿一丁 目 176番地 鈴木一三

平成30年 1月10日 29指令住開指第 219号	名古屋市港区船頭場五 丁目 508番 2外 1筆	東京都西東京市芝久保町 四丁目26番 3号 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘
平成29年 4月10日 29指令住開指第 6号	名古屋市千種区桜が丘 199番外 2筆	名古屋市千種区唐山町 1 丁目15番地 加藤鈴信

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 284号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項及び第 3項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更します。

平成30年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公園及び有料公園施設等の名称

動植物園、展望塔、正門前駐車場、北園門前駐車場、植物園東駐車場、上池駐車場、星が丘駐車場、動物園西駐車場、緑橋下駐車場（東山公園）及び展望塔前駐車場（東山公園）

2 変更内容

平成30年 5月 1日を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 285号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所

工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2

2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

名古屋市中川区富永四丁目 170番 1、田、 64.00平方メートル

名古屋市中川区富永四丁目 170番 2、田、428.00平方メートル

名古屋市中川区富永四丁目 170番 3、田、392.00平方メートル

名古屋市中川区富永四丁目 171番、田、886.00平方メートル

名古屋市中川区富永四丁目 172番、田、886.00平方メートル

名古屋市中川区富永四丁目 173番、田、886.00平方メートル

名古屋市中川区富永四丁目 176番、田、148.00平方メートル

名古屋市中川区富永四丁目 177番、田、148.00平方メートル

名古屋市中川区富永四丁目 178番、田、148.00平方メートル

3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所

鬼頭 正彦 名古屋市中川区戸田二丁目35番地

4 設定する利用権

(1) 種類 賃借権

(2) 内容 水田として使用

(3) 存続期間 平成30年 5月 1日から平成33年 4月30日まで

(4) 借賃 年額38,568円

(5) (4) の支払方法 毎年 3月に口座振込

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 286号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区富永四丁目 179番、田、148.00平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
鬼頭 紀子 名古屋市中川区戸田二丁目35番地
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 水田として使用
 - (3) 存続期間 平成30年 5月 1日から平成33年 4月30日まで
 - (4) 借賃 年額 1,432円
 - (5) (4) の支払方法 毎年 3月に口座振込

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 287号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区水里二丁目95番、田、417.00平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
風岡 昌樹 神奈川県横浜市都筑北山田七丁目 4番 1-101号
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 水田として使用
 - (3) 存続期間 平成30年 5月 1日から平成33年 4月30日まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 288号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
 亀山 敏広 名古屋市港区東蟹田 801番地の 1
 宝マンション南陽町 406
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
 名古屋市港区小川一丁目89番、畑、367.00平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
 横井 亜梨沙 名古屋市港区秋葉三丁目77番地
 横井 博紀 名古屋市港区秋葉三丁目77番地
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 平成30年 5月 1日から平成33年 4月30日まで
 - (4) 借賃 年額12,000円
 - (5) (4) の支払方法 毎年 5月に現金支払

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 289号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

平成30年 4月26日

名古屋市長 河 村 た か し

利用料金を納付しなければならない期間

平成30年 5月 3日（木）から同月 6日（日）まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第290号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成30年4月26日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成30年4月26日

名古屋市長 河村 たかし

道路の供用開始

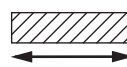
道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	庄内矢田川左岸線	名古屋市北区山田北町1丁目88番の1地先から 名古屋市北区山田北町2丁目82番の1地先まで	第1 附図
県道	1	緑瑞穂線	名古屋市緑区四本木1003番の1地先から 名古屋市緑区四本木1004番の1地先まで	第2 附図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

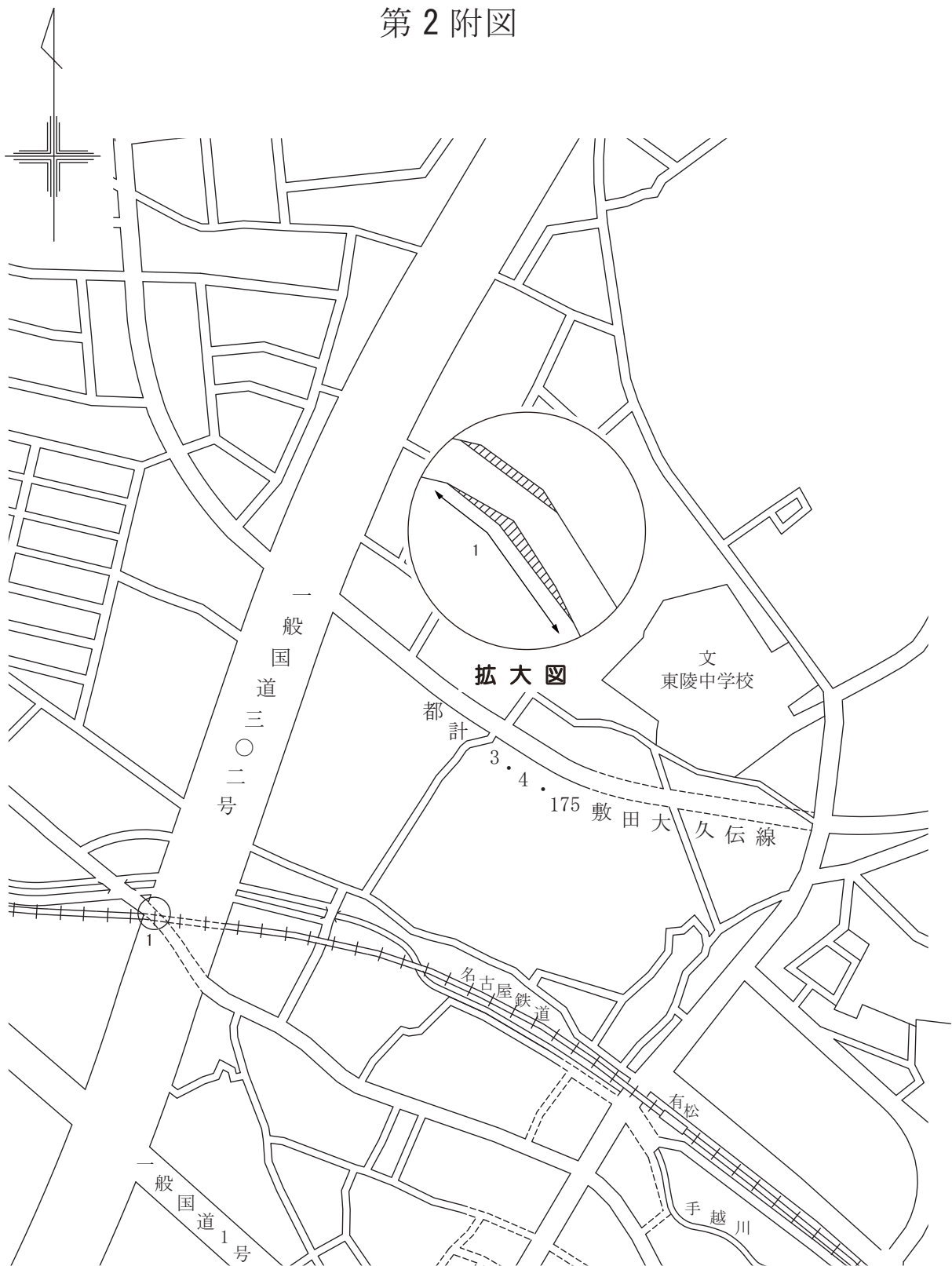
第 1 附図



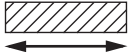
凡 例

 道路の供用を開始する部分

第 2 附図



凡 例

 道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 291号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項及び名古屋市緑化センター条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第61号）第 3条の 2第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更します。

平成30年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

有料公園施設等の名称		変更内容
白鳥公園	白鳥庭園 庭園本館 駐車場	平成30年 5月 1日（火）を 供用する日に変更する。
庄内緑地	グリーンプラザ（室内広場を含む。）	
徳川園	庭園	
名城公園	フラワープラザ	
荒子川公園	ガーデンプラザ	
稲永公園	野鳥観察館	
名古屋市緑化センター		

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 292 号

裁決書謄本に係る公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第 160 号）第42条第 2 項ただし書の規定に基づき、次のとおり公示送達します。

平成30年 4 月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

名古屋市港区東茶屋一丁目 682 番地
審査請求人 熊 澤 政 巳

2 公示事項

平成22年12月24日に申立てのありました仮換地指定処分に係る審査請求について、名古屋市長は平成30年 3 月12日裁決をしましたが、当該裁決書の謄本を送付することができないので、当市において保管し、いつでもこれを交付しますので審査請求人は当市に出頭のうえ受領してください。

名古屋市住宅都市局総務課

名古屋市告示第 293号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ベネッセスタイルケア	グランド覚王山ケアステーション	名古屋市千種区丸山町 3丁目87番地の 3	平成30年 3月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社大晴	こころ訪問介護ステーション	名古屋市緑区藤塚三丁目1620番地	平成30年 3月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社大晴	こころ訪問看護ステーション	名古屋市緑区白土1104番地	平成30年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
合同会社BU MP	F l a t	名古屋市中川区中島新町四丁目	平成30年 3月 1日	訪問介護

		2607番地		
--	--	--------	--	--

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 294号

指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第79条第 1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
せがわ工務店 株式会社	ケアプランみ など	名古屋市港区惟 信町 4丁目29番 地の 4	平成30年 3月 1日	居宅介護支援
合同会社和音	ケアプラン和 音	名古屋市南区元 柴田東町 1丁目 20番地の 4	平成30年 3月 1日	居宅介護支援
株式会社愛知 ケアサービス	ケアプランよ もぎ	名古屋市名東区 高社一丁目 248 番地	平成30年 3月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 295号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
大曾根歯科アッシュ	名古屋市東区砂田橋四丁目 1番52	平成28年 10月 4日
株式会社ひまわり薬局	名古屋市瑞穂区白砂町 1丁目38番地	平成30年 1月11日
ルピナス調剤薬局	名古屋市天白区中砂町 538番地	平成29年 12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 296号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

介護事業者の名称	旧	安心生活株式会社
	新	株式会社メグラス
介護事業者の所在地	名古屋市東区葵三丁目14番 3号	
介護事業所の名称	あんしん介護ステーションうちやま	
介護事業所の所在地	名古屋市千種区内山二丁目16番 3号	
変 更 年 月 日	平成29年12月15日	

介護事業者の名称	旧	安心生活株式会社
	新	株式会社メグラス
介護事業者の所在地	名古屋市東区葵三丁目14番 3号	
介護事業所の名称	あんしん介護ステーションあおい	
介護事業所の所在地	名古屋市東区葵三丁目14番 3号	

変 更 年 月 日	平成29年12月15日
-----------	-------------

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社トータルケアサポート誉	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市昭和区明月町 3丁目22番地の 2
	新	名古屋市昭和区下構町 1丁目 7番地の 3
介護事業所の名称	旧	ヘルパーステーションほまれ桜山
	新	ヘルパーステーションほまれ
介護事業所の所在地	名古屋市昭和区明月町 3丁目22番地の 2	
変 更 年 月 日	平成30年 3月 1日	

2 訪問入浴及び介護予防訪問入浴

介 護 事 業 者 の 名 称	アサヒサンクリーン株式会社	
介護事業者の所在地	静岡市葵区本通十丁目 8番地の 1	
介護事業所の名称	アサヒサンクリーン訪問入浴中川	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区高畑四丁目58番地
	新	名古屋市中川区高畑四丁目77番地
変 更 年 月 日	平成29年11月 1日	

3 訪問看護

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社メグラス	
介護事業者の所在地	名古屋市東区葵三丁目14番 3号	
介護事業所の名称	旧	あんしん看護ステーションあおい
	新	あんしん看護ステーションうちやま
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区葵三丁目14番 3号
	新	名古屋市千種区内山二丁目16番 3号
変 更 年 月 日	平成30年 3月 1日	

介護事業者の名称	旧	安心生活株式会社
	新	株式会社メグラス

介護事業者の所在地	名古屋市東区葵三丁目14番 3号
介護事業所の名称	あんしん看護ステーションあおい
介護事業所の所在地	名古屋市東区葵三丁目14番 3号
変 更 年 月 日	平成29年12月15日

4 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称	M A Y S 株式会社
介護事業者の所在地	名古屋市中村区岩塚町 4丁目 3番地の 1
介護事業所の名称	マーベラス訪問看護ステーション
介護事業所の所在 地	旧 名古屋市中村区横井一丁目 162番地 新 名古屋市中村区岩塚町 4丁目 3番地の 1
変 更 年 月 日	平成30年 4月 1日

介護事業者の名称	株式会社ジェネラス
介護事業者の所在地	名古屋市中区千代田二丁目16番28号
介護事業所の名称	訪問看護ステーションほたる
介護事業所の所在 地	旧 名古屋市中区千代田二丁目16番28号 新 名古屋市中区千代田二丁目 8番 7号
変 更 年 月 日	平成30年 3月10日

5 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称	旧 安心生活株式会社 新 株式会社メグラス
介護事業者の所在地	名古屋市東区葵三丁目14番 3号
介護事業所の名称	あんしんせいかつ香流
介護事業所の所在地	名古屋市千種区香流橋一丁目 2番 1号
変 更 年 月 日	平成29年12月15日

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社ジェネラス
介護事業者の所在地		名古屋市中区千代田二丁目16番28号
介護事業所の名称		居宅介護支援事業所草まくら
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区千代田二丁目16番28号
	新	名古屋市中区千代田二丁目 8番 7号
変更年月日		平成30年 3月12日

7 地域密着型通所介護

介護事業者の名称		大志堂プロジェクト株式会社
介護事業者の所在地	旧	名古屋市港区知多二丁目2218番地
	新	名古屋市港区七反野二丁目 604番地
介護事業所の名称		がむしゃらリハクラブ
介護事業所の所在地		名古屋市港区七反野二丁目 604番地
変更年月日		平成29年10月25日

8 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	旧	安心生活株式会社
	新	株式会社メグラス
介護事業者の所在地		名古屋市東区葵三丁目14番 3号
介護事業所の名称		あんしん介護ステーションうちやま
介護事業所の所在地		名古屋市千種区内山二丁目16番 3号
変更年月日		平成29年12月15日

介護事業者の名称	旧	安心生活株式会社
	新	株式会社メグラス
介護事業者の所在地		名古屋市東区葵三丁目14番 3号
介護事業所の名称		あんしん介護ステーションあおい
介護事業所の所在地		名古屋市東区葵三丁目14番 3号

変 更 年 月 日	平成29年12月15日
-----------	-------------

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社トータルケアサポート誉
介護事業者の所在地	旧	名古屋市昭和区明月町 3丁目22番地の 2
	新	名古屋市昭和区下構町 1丁目 7番地の 3
介護事業所の名称	旧	ヘルパーステーションほまれ桜山
	新	ヘルパーステーションほまれ
介護事業所の所在地		名古屋市昭和区明月町 3丁目22番地の 2
変 更 年 月 日		平成30年 3月 1日

9 生活支援型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社トータルケアサポート誉
介護事業者の所在地	旧	名古屋市昭和区明月町 3丁目22番地の 2
	新	名古屋市昭和区下構町 1丁目 7番地の 3
介護事業所の名称	旧	ヘルパーステーションほまれ桜山
	新	ヘルパーステーションほまれ
介護事業所の所在地		名古屋市昭和区明月町 3丁目22番地の 2
変 更 年 月 日		平成30年 3月 1日

10 予防専門型通所サービス

介 護 事 業 者 の 名 称		大志堂プロジェクト株式会社
介護事業者の所在地	旧	名古屋市港区知多二丁目2218番地
	新	名古屋市港区七反野二丁目 604番地
介護事業所の名称		がむしゃらリハクラブ
介護事業所の所在地		名古屋市港区七反野二丁目 604番地
変 更 年 月 日		平成29年10月25日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 297号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
有限会社インコム 名古屋市瑞穂区白羽根町 2丁 目64番地の 1	介護センターインコム 名古屋市瑞穂区白羽根町 2丁 目64番地の 1	平成30年 3月31日

2 訪問リハビリテーション

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
社会福祉法人名古屋市総合リ ハビリテーション事業団	名古屋市総合リハビリテーシ ョン事業団西部リハビリテー	平成30年 4月 1日

名古屋市瑞穂区弥富町字蜜柑山 1番地の 2	ション事業所 名古屋市中村区烏森町 6丁目 298番地	
-----------------------	-----------------------------------	--

3 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 名古屋市瑞穂区弥富町字蜜柑山 1番地の 2	名古屋市総合リハビリテーション事業団西部リハビリテーション事業所 名古屋市中村区烏森町 6丁目 298番地	平成30年 4月 1日

4 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 名古屋市瑞穂区弥富町字蜜柑山 1番地の 2	名古屋市総合リハビリテーション事業団西部リハビリテーション事業所 名古屋市中村区烏森町 6丁目 298番地	平成30年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 298号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
こども在宅クリニックも じゃ	名古屋市中村区烏森町 3丁目36番地 の 1	平成30年 1月31日
伊藤歯科医院	名古屋市中区栄一丁目12番32号	平成30年 3月 1日
金子歯科	名古屋市中川区野田一丁目 315番地	平成29年 12月31日
わくら歯科クリニック	名古屋市天白区植田一丁目 909番地	平成30年 1月31日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
伊藤歯科医院	名古屋市中区栄一丁目12番32号	平成30年 3月 1日
金子歯科	名古屋市中川区野田一丁目 315番地	平成29年 12月31日
わくら歯科クリニック	名古屋市中白区植田一丁目 909番地	平成30年 1月31日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
薬局イチバン	名古屋市中種区上野三丁目11番18号	平成30年 2月28日
コスモス調剤薬局城西店	名古屋市中区城西二丁目19番19号	平成30年 4月 1日
伊藤歯科医院	名古屋市中区栄一丁目12番32号	平成30年 3月 1日
プライム調剤薬局	名古屋市中瑞穂区惣作町 3丁目69番地の 5	平成30年 3月 1日
野田薬局	名古屋市中川区野田二丁目 433番地	平成30年 3月 1日
金子歯科	名古屋市中川区野田一丁目 315番地	平成29年 12月31日
オカダ薬局	名古屋市中川区尾頭橋二丁目 7番19号	平成30年 4月 1日
ゆうあい南ゆう薬局	名古屋市中南区三条一丁目 4番 5号	平成29年 12月31日

わくら歯科クリニック	名古屋市天白区植田一丁目 909番地	平成30年 1月31日
------------	--------------------	----------------

4 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
南山堂薬局清明山店	名古屋市千種区清明山二丁目 1番25号	平成29年 12月31日
スイショー薬局新瑞橋店	名古屋市瑞穂区姫宮町 2丁目13番地	平成30年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 299号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成30年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成30年11月30日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものがないこと。
- (8) 原則として、保証人1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成30年5月21日（月）から同月31日（木）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成30年5月21日（月）から同月31日（木）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

平成30年5月21日（月）から同月31日（木）までの午前10時00分か

ら午後 7時00分まで。ただし、木曜日及び第 4水曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成30年 5月22日（火）から同月31日（木）まで。ただし、期間内の
消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市東区大幸南一丁目 1番10号 カルポート東 4階
東文化小劇場 4階ホール

(2) 日時

平成30年 6月22日（金）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 183戸

事故住宅 26戸

(2) 改良住宅

空家住宅 4戸

第 2 市営住宅・子育て・若年向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前
の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 127戸

第 3 市営住宅・多家族・多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 15戸

事故住宅 2戸

第 4 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 3級までのもの

- (4) 愛護手帳の交付を受けている者でその程度が 1 度から 4 度までのもの
- (5) 障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の所持者でその障害種別が 4 又は 5 のもの
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）の特別項症から第 6 項症までのもの及び第 1 款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 1 項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は同法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関

する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条
第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 117戸

事故住宅 22戸

(2) 改良住宅

空家住宅 4戸

事故住宅 3戸

第 5 市営住宅・多回数落せん者世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成24年度第 1回一般募集から平成29年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 市営住宅・多回数落せん者単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成24年度第 1回一般募集から平成29年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向けの資格のうち (2)から(13)までのいずれかの資格を有すること。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 市営住宅・高齢者向け改善住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

- 2 申込み用紙の交付
第 1 の一般向けと同じ。
- 3 申込みの受付
第 1 の一般向けと同じ。
- 4 抽せん
第 1 の一般向けと同じ。
- 5 公募予定戸数
公営住宅
空家住宅 2 戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 300号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形 質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市北区山田二丁目 504番の一部（詳細は、別紙のとおり）

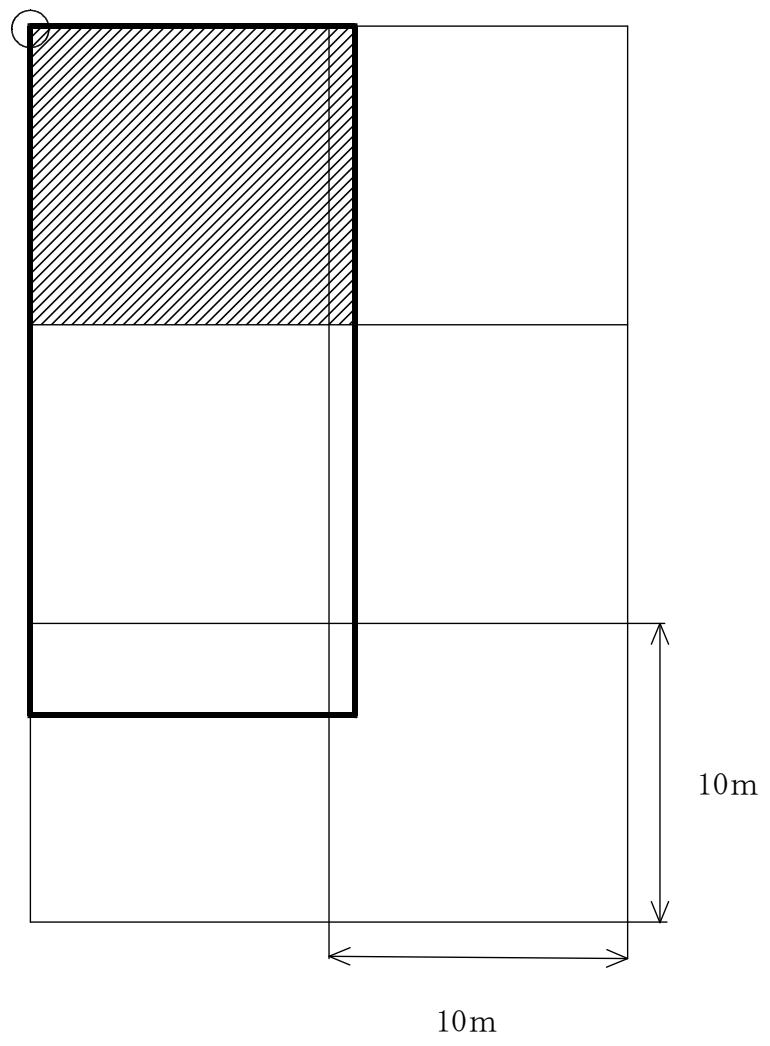
2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

北区山田二丁目 504番

起点



凡例

-  : 調査対象地（筆の全部）
-  : 形質変更時届出管理区域（鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

名古屋市告示第 301号

有料公園施設の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の収納事務（口座振替によるものを除く。）を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成30年 5月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称及び委託した相手方

有料公園施設の名称	委託した相手方
陸上競技場 （瑞穂公園を除く。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 公益財団法人名古屋市みどりの協会 理事長 二 神 望
野球場 （瑞穂公園を除く。）	
テニスコート （瑞穂公園及び東山公園を除く。）	
ゲートボール場	
球技場	

2 収納を委託した使用料

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第12条第 1項に規定する使用料

3 委託期間

平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 302号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務（口座振替により徴収するものを除く。）を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成30年 5月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称及び委託した相手方

有料公園施設の名称	委託した相手方
普選記念壇（鶴舞公園）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 公益財団法人名古屋市みどりの協会 理事長 二 神 望
奏楽堂（鶴舞公園）	
鶴々亭（鶴舞公園）	
駐車場（鶴舞公園）	
駐車場（荒子川公園）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ 代表者 二 神 望
陸上競技場（庄内緑地）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 名古屋市みどりの協会・ミズノグループ 代表者 二 神 望
テニスコート（庄内緑地）	
ゲートボール場（庄内緑地）	
グリーンプラザ室内広場 （庄内緑地）	

白鳥庭園（白鳥公園）	名古屋市瑞穂区中山町 6丁目 3番地の 2 しろとりの杜グループ 代表者 岩 間 紀久裕
庭園本館（白鳥公園）	
駐車場（白鳥公園）	
プール（日光川公園）	名古屋市南区桜台一丁目24番 9号 PMI サンビーチ日光川 代表者 今 村 充 孝
駐車場（日光川公園）	
駐車場（戸田川緑地）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 チームYMO 代表者 二 神 望
庭園（徳川園）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 徳川の杜グループ 代表者 二 神 望

2 徴収を委託した使用料

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第12条第 1項に規定する使用料

3 委託期間

平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 303号

名古屋市みどりが丘公園の使用料等の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料及び手数料の徴収事務（口座振替により徴収するものを除く。）を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成30年 5月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の名称及び委託した相手方

施設の名称	委託した相手方
名古屋市みどりが丘公園	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 みどりの風グループ 代表者 二 神 望

2 徴収を委託した使用料等

名古屋市みどりが丘公園条例（昭和63年名古屋市条例第29号）第16条第 1項に規定する管理料及び第18条第 2項に規定する手数料

3 委託期間

平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

名古屋市告示第 304号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更します。

平成30年 5月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

白鳥公園白鳥庭園、庭園本館及び駐車場

2 変更内容

平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日まで第 3水曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、第 4水曜日）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 305号

葵土地区画整理審議会委員の選挙期日

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、名古屋都市計画事業葵土地区画整理審議会委員の選挙期日を次のとおり定めました。

平成30年 5月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

選挙期日 平成30年 8月 5日

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 306 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第75条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第73条第 2 項の規定により公告します。

また、同法第75条の 2 第 4 項において準用する同法第73条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成30年 5 月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

みどりヶ丘東地域建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝三丁目 236 番	平成30年 3 月15日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第307号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成30年5月2日

名古屋市長 河村 たかし

1 建築協定地区の名称

梅森坂第二地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市名東区梅森坂三丁目3216番	平成30年3月15日
名古屋市名東区梅森坂三丁目3904番	平成30年3月15日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第308号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成30年5月2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

洲山町3丁目町内会地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市瑞穂区洲山町3丁目10番15	平成30年4月9日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 309号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成30年 5月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2 変更内容

平成30年 5月 7日から同年 8月 3日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 5時30分まで」に変更します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

名古屋市選挙管理委員会告示第 2 号

名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙運動に関する
収入及び支出の報告書の要旨の公表について

公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定に基づき、平成
29年11月19日執行の名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における各候補者の
選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成30年 4 月23日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

名古屋市選挙管理委員会事務局

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年11月19日執行 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,383,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	国政 直記	所属党派	立憲民主党	平成 29 年 10 月 31 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	道家 悠希			平成 29 年 11 月 27 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	705,000 円
赤松 広隆	衆議院議員	1,000,000 円	家 屋 費	36,720 円
國政 準也	会社員	1,500,000 円	(選挙事務所費	0 円)
宮本 琢也	会社員	30,000 円	(集会会場費	36,720 円)
太田 典男	会社役員	100,000 円	通 信 費	5,545 円
久野 浩平	市議会議員	30,000 円	交 通 費	131,110 円
			印 刷 費	349,920 円
			広 告 費	278,640 円
			文 具 費	19,202 円
			食 料 費	371,689 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	205,235 円
その他の寄附	1 件	10,000 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		2,670,000 円	今 回 計	2,103,061 円
前 回 計		－ 円	前 回 計	－ 円
総 計		2,670,000 円	総 計	2,103,061 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	349,920 円

報告書受理年月日	平成29年12月1日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年11月19日執行 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,383,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	国政直記	所属党派	立憲民主党	平成29年12月25日から	第2回分
出納責任者氏名	道家 悠希			期間 平成30年3月5日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	35,700 円
立憲民主党 愛知県第1区総支部	政治団体	35,700 円	(選挙事務所費	35,700 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	66,960 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 料 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		35,700 円	今 回 計	102,660 円
前 回 計		2,670,000 円	前 回 計	2,103,061 円
総 計		2,705,700 円	総 計	2,205,721 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	349,920 円

報告書受理年月日	平成30年3月9日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年11月19日執行 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,383,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	則竹 勅仁	所属党派	無所属	平成 29 年 11 月 1 日から
出納責任者氏名	則竹 勅仁			期間 第 1 回分
				平成 29 年 11 月 20 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	136,000 円
			(選挙事務所費	136,000 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	50 円
			交 通 費	22,700 円
			印 刷 費	653,400 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	31,465 円
			食 料 費	4,381 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	11,350 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		220,000 円		
今 回 計		220,000 円	今 回 計	859,346 円
前 回 計		－ 円	前 回 計	－ 円
総 計		220,000 円	総 計	859,346 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	653,400 円

報告書受理年月日	平成29年12月1日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年11月19日執行 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,383,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	則竹 勅仁	所属党派	無所属	平成 29 年 12 月 15 日から
出納責任者氏名	則竹 勅仁			期間 第 2 回分
				平成 29 年 12 月 15 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	25,920 円
			広 告 費	326,076 円
			文 具 費	0 円
			食 料 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	36,720 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		380,000 円		
今 回 計		380,000 円	今 回 計	388,716 円
前 回 計		220,000 円	前 回 計	859,346 円
総 計		600,000 円	総 計	1,248,062 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	653,400 円

報告書受理年月日	平成29年12月21日	第2回報告分
----------	-------------	--------

名古屋市教育委員会告示第 8 号

名古屋市志段味古墳群歴史の里指定管理者の公募

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（平成30年名古屋市条例第12号）第11条の規定により、名古屋市教育委員会は施設の管理に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集します。

平成30年 4 月 26 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

1 施設名及び所在地

名古屋市志段味古墳群歴史の里

所在地：名古屋市守山区大字上志段味字前山1367番地

竣工（予定）：平成31年 3 月 1 日（金）

2 業務の範囲

(1) 運営業務に関すること

- ア 窓口等案内業務
- イ 受付業務
- ウ 展示業務
- エ 体験プログラム等企画運営業務
- オ 古墳ガイドツアー運営業務
- カ イベント業務
- キ 学校・園・団体利用対応業務
- ク ボランティア育成・管理業務
- ケ 図書管理業務
- コ 物販業務
- サ レストラン業者との調整業務

- シ 広報及び配架業務
 - ス マスコットキャラクター及び着ぐるみの管理業務
 - セ 近隣施設、学校、地域住民、各種団体、類似施設等との連携・協力
 - ソ 委員会の実施する事業への協力
 - タ 防犯・安全業務
 - チ 駐車場管理業務
 - ツ その他の業務
- (2) 施設の利用料金に関すること
- ア 利用料金の徴収及び管理
 - イ 利用料金の減免
 - ウ 利用料金の還付
- (3) 広告業務に関すること
- (4) 建物管理に関すること
- ア 建築保全業務
 - イ 環境維持管理業務
 - ウ 建物周辺の植栽等維持管理業務
 - エ 警備業務
 - オ 備品及び消耗品の管理業務
- (5) 緑地管理・古墳管理・屋外トイレ管理に関すること
- ア 緑地管理
 - イ 古墳管理
 - ウ 屋外トイレ管理
 - エ 敷地外の工作物管理
- (6) 緊急時対応に関すること
- ア 災害対応
 - イ 事故対応
 - ウ その他
- (7) 利用者満足度調査及び管理運営の自己評価に関すること
- (8) 事業計画書、事業報告書、収支予算書及び収支決算書等の提出に関する
こと

(9) 指定管理者の引継ぎに関すること

- ア 委員会からの業務の引継ぎ
- イ 次期指定管理者への業務の引継ぎ

(10) その他委員会の定める業務に関すること

- ア 従事員の資質の維持・向上
- イ 各種会議への参加
- ウ 市又は委員会が実施する事業等への協力
- エ 目的外使用許可に関する事務の補助
- オ 公有財産の一時使用契約に関する事務の補助
- カ 拾得物及び遺失物の対応
- キ 情報の保護と管理
- ク 情報の公開
- ケ 委員会への報告
- コ その他委員会が求める事項

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間

4 公募に関する書類の配布方法等

(1) 募集要項等の配布方法

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすること。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000104999.html>

(2) 申請書類の提出先及び問合せ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号 052-972-3268 ファクシミリ番号 052-972-4202

電子メールアドレス a3268@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参。ただし、申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をし

ていただく必要があります。

イ 予約方法

平成30年6月18日（月）午前9時から6月19日（火）午後5時までに、電子メールで申し込んでください。

ウ 提出期間

平成30年6月20日（水）から6月21日（木）までの午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、予約時に教育委員会が指定した日時に提出してください。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名古屋市教育委員会告示第 9 号

名古屋市志段味古墳群歴史の里の区域について

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例第 1 条第 2 項の規定により、名古屋市志段味古墳群歴史の里の区域について次のように定め、平成31年 4 月 1 日から施行します。

平成30年 4 月 26 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

1 名古屋市志段味古墳群歴史の里の区域の設定

次の区域を名古屋市志段味古墳群歴史の里の区域とする。

名古屋市守山区大字上志段味字大久手下1961番地の 1 の一部、1991番地の一部、1991番地の 1 の一部、1993番地の一部、2001番地の一部、2002番地の一部、2003番地の 1 の一部、2003番地の 2 の一部、2004番地の一部、2007番地の一部、2008番地の 1 の一部、2008番地の2、2008番地の 3 の一部、2008番地の 4 から2008番地の 6 まで、2009番地の 1 の一部、2009番地の 2 の一部、2010番地の 1 の一部、2010番地の 2 の一部、2011番地、2012番地の一部、2013番地の一部、2014番地の一部、2015番地の一部、2016番地の一部、2017番地の一部、2017番地の 1、2017番地の 2 の一部、2018番地の一部、2019番地の一部、2020番地から2033番地の 2 まで、2034番地の一部、2034番地の 1 の一部、2036番地の 3 の一部、2036番地の 4、2039番地の一部、2040番地の一部、2041番地、2042番地の 1 の一部、2044番地の一部、2044番地の 1、2044番地の 2 の一部、2045番地の一部、2045番地の 1 の一部、2046番地の一部、2047番地から2061番地まで、2062番地の一部、2062番地の 1、2064番地の 1 の一部、2064番地の 2 の一部、2065番地の一部、2066番地の一部、2066番地の 1 の一部、2067番地 1 の一部、2068番地、2068番地の 1 の一部、2069番地から2072番地まで、2073番地の一部、字大

塚1240番地の一部、1253番地の一部、1254番地の一部、1254番地の 1 の一部、1255番地の一部、1255番地の 1、1255番地の 2 の一部、1256番地の 1 から1257番地の 3 まで、1258番地の一部、1259番地、1259番地の 1 の一部、1260番地から1287番地の 1 まで、1287番地の 2 の一部、1288番地の一部、1289番地の一部、1290番地の一部、1291番地の 1 の一部、1291番地の 3 の一部、1293番地から1306番地の 2 まで、1307番地の一部、1308番地から1309番地まで、字前山1358番地から1368番地の 1 まで、1369番地の一部、1370番地の一部、1370番地の 1 の一部、1371番地の 1 の一部、1379番地の 1 の一部、1384番地の 3 の一部、1385番地、1386番地の一部、1387番地の 1 の一部、1390番地の一部、1391番地の 1 の一部、1391番地の 2 から1391番地の 3 まで、1391番地の 4 の一部、1391番地の 5 から1392番地まで、1393番地の一部、1394番地の一部、1394番地の 1 の一部、1394番地の 2、1396番地の 1 の一部、1401番地の一部、1402番地の一部、1402番地の 1 から1402番地の 2 まで、字青里掛1311番地の 1 の一部、1311番地の 2 の一部、1312番地、1313番地の一部、1314番地、1315番地の一部、1315番地の 1 の一部、1315番地の 2 の一部、1318番地の 1 の一部、1331番地の 1 の一部、1349番地の 1 の一部、1351番地の一部、1352番地の一部、1352番地の 1 から1352番地の 2 まで、1353番地の一部、1354番地の一部、1354番地の 1 の一部、1355番地の一部、1356番地の一部、1357番地、字東谷2074番地の 2 の一部、2075番地の一部、2105番地の一部、2107番地の29の一部、2107番地の31の一部、2107番地の32の一部、2107番地の33の一部、2107番地の34、2107番地の39の一部、2107番地の41の一部、2107番地の63の一部、2107番地の65の一部、2107番地の69、2107番地の71、2107番地の96の一部、2107番地の 100の一部、2107番地の 101の一部、2107番地の 138の一部、2107番地の 167の一部、2107番地の 170の一部、2107番地の 173の一部、2107番地の 189の一部、2107番地の 233の一部、2107番地の 236の一部、2107番地の 237の一部、2107番地の 238の一部、2107番地の 239の一部、2107番地の 240の一部、字白鳥 946番地の 3 の一部、 946 番地の 5 の一部、946番地の 7 の一部、 946番地の 8 の一部、 947番地の 4 の一部、 947番地の 5 の一部、 977番地の 1 の一部、 977番地の 5 の一部、 977番地の 6

の一部

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名古屋市教育委員会告示第10号

教育委員会定例会の開催について

平成30年 5月11日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成30年 5月 2日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市指定有形文化財の追加指定について
財産の処分について
平成30年度歯科衛生優良校等の表彰について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市交通局管理規程第 12 号

乗合自動車乗車料条例施行規程及び高速電車乗車料条例施行規程の一部を次のように改正する。

平成 30 年 4 月 26 日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

(乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正)

第 1 条 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和 28 年名古屋市交通局管理規程第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 第 4 項第 2 号中「2 人」を「4 人」に改める。

(高速電車乗車料条例施行規程の一部改正)

第 2 条 高速電車乗車料条例施行規程（昭和 54 年名古屋市交通局管理規程第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 4 項第 2 号中「2 人」を「4 人」に改める。

附 則

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第23号

名古屋市立病院条例施行規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

平成30年 5月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条第 3号中「乳腺外科」を「乳腺・内分泌外科」に改める。

附 則

この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 4月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー東起店

名古屋市中川区東起町二丁目 7番 ほか 8筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中川区東起町二丁目 7番 外 8筆	名古屋市中川区東起町二丁目 7番 ほか 8筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那 市 大 井 町 180番地の 1	(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県多治 見市大針町 661番地の 1

3 変更の日

(1) 店舗の所在地については、平成30年 3月30日

(2) 小売業者については、平成27年10月 1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 小売業者については、持株会社体制移行に伴い子会社へ事業承継したため

5 届出の日

平成30年 3月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 4月23日から同年 8月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 8月23日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

平成30年度名古屋市職員第1類・免許資格職採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成30年4月24日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一



平成30年度

名古屋市職員採用試験案内（第1類[大学卒業程度・22～30歳]） （免許資格職）

平成30年4月24日

名古屋市人事委員会

【申込期間】

4月26日（木）から5月13日（日）までの本登録完了分有効

『あなたが築く、未来のナゴヤ』

本市では、名古屋をよりよくしたいという熱意を持ち、主体的・積極的に行動できる人材を求めています。

主な
変更
点

▶教養試験の知識分野と知能分野について、それぞれ25問必須解答とします。

（「行政一般・学校事務・消防」区分）

5、6 ページ参照

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分		採用予定人員※1	主な職務内容※2	
第1類	事務	行政一般	65名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画 など
		法 律	45名程度	
		経 済	45名程度	
		社会福祉	30名程度	
	技術	土 木	25名程度	本庁各局や公所等における道路・河川の維持管理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械・電気設備の保守管理、バス・地下鉄設備等の新設・保守管理等、上下水道設備の保守管理等、環境保全活動の推進、水質検査・水質管理、公園等の緑地管理 など
		建 築	15名程度	
		機 械	10名程度	
		電 気	10名程度	
		応用化学	5名程度	
		造 園	数名	
	研究（機械）	数名	研究所等における工業製品、生産技術等に関する試験、研究、技術支援 など	
	研究（電子）	1名程度		
	研究（薬学）	1名程度	研究所等における食品衛生に関する化学物質等の試験、分析、調査、研究 など	
	研究（獣医）	1名程度	研究所等における公衆衛生疫学分野の調査研究、及び微生物等の試験、分析 など	
	学校事務	10名程度	本市の小・中学校又は特別支援学校における事務（予算、文書管理、教職員の給与・福利厚生 など）	
	消 防	30名程度	消防署等における火災の予防又は鎮圧、防災、救急・救助 など （主に交替制勤務に従事します。また、一部の業務を除き、性別による従事制限はありません。なお、本市の消防学校に入校し全寮制による教育を受けた後に配属されます。）	
免許資格職	薬 学	数名	市立病院等における調剤・服薬指導 など	
	衛 生	5名程度	・ 保健センター等における食品衛生・環境衛生・薬務・公害対策に関する監視指導・検査、環境教育 ・ 東山動物園等における獣医療等、と畜検査（獣医師免許取得者に限ります。） ・ 清掃工場での薬品管理、産業廃棄物処理業等の指導監督 など	
	獣 医	5名程度		
	学芸（考古学）	数名		・ 教育委員会事務局における文化財の保存及び活用に関する各種事業の企画・立案・実施、埋蔵文化財の発掘調査、文化財保護法等に基づく手続き業務
	学芸（歴史学）	数名	・ 博物館等における資料収集、調査研究（日本考古学（中世・近世）、日本史（中世・織豊期・近世）） など	

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

2 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を満たす必要があります。

(1) 年齢要件及び資格要件等

試験区分		年齢要件	資格要件等（該当試験区分のみ）
第1類	事務 技術 研究 学校事務 消防	次のいずれかに該当する方 ・昭和63年(1988年)4月2日から平成9年(1997年)4月1日までに生まれた方 ・平成9年(1997年)4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成31年(2019年)3月31日までに卒業見込の方	＜消防区分＞ 日本国籍を有し、【別表1】の消防の身体的条件4つすべてに該当する方 ＜薬学区分＞ 薬剤師の免許を有する方又は平成31年(2019年)3月末までに実施される薬剤師国家試験により同免許を取得見込の方
	薬学 衛生 学芸 獣医	次のいずれかに該当する方 ・昭和58年(1983年)4月2日から平成9年(1997年)4月1日までに生まれた方 ・平成9年(1997年)4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成31年(2019年)3月31日までに卒業見込の方	＜衛生・獣医区分＞ 食品衛生監視員の任用資格（【別表1】参照）を有する方又は平成31年(2019年)3月末までに有する見込の方 ＜学芸区分＞ 学芸員の資格を有する方又は平成31年(2019年)3月末までに有する見込の方

【別表1】

消防の身体的条件
・矯正視力…両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・基本色の識別…赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力…左右とも正常であること ・その他…消防官としての職務遂行に支障のないこと
食品衛生監視員の任用資格
次のいずれかに該当する方 1 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した方（※） 2 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 3 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した方（※） 4 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する方 （※）1又は3に該当する方は、食品衛生監視員の任用資格を有することを証明する書類（学校等が発行する成績証明書等）を提出していただきます。詳しくは、第1次試験合格者に通知します。

(2) 次のいずれにも該当しない方

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）受験資格以外に職員として採用されるにあたっての注意事項があります。必ず確認してください。

- ・ 受験資格となる免許や資格を取得（有する）見込である方 … 9 ページ「7」
- ・ 「消防」以外の試験区分で日本国籍を有しない方 … 9 ページ「7」及び11 ページ「13 (1)」

3 試験の日程等 (注) 試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。

電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

(1) 行政一般・法律・経済・消防 区分

試験の流れ		日程	
受験申込		4月26日(木)～5月13日(日) ※本登録まで完了させてください。(P8 5 申込手続き参照)	
受験票発送		5月29日(火)	
受験教室のお知らせ		6月22日(金) (市ウェブサイトに公開します。)	
第1次試験		6月24日(日) 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 (行政一般・消防) 午後1時30分頃 <昼休憩なし> (法律・経済) 午後3時45分頃 <昼休憩あり> 第1次試験科目は、5ページ以降をご覧ください。 <u>なお、第2次試験である論文試験についても、第1次試験に併せて実施します。</u>	
第1次試験合格者発表		7月4日(水)	
第2次試験	口述試験	個別面接①	7月12日(木)～7月22日(日)
		個別面接② 対象者発表	7月24日(火)
		個別面接②	8月4日(土)～8月12日(日)
	体力検査(消防のみ)	8月3日(金)	
最終合格者発表		8月21日(火)	

(注)

- 論文試験は第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行います。
- 合格者発表及び対象者発表は、合格者、対象者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎1階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。
- 個別面接①の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。また、個別面接②の日程は個別面接②対象者通知でお知らせします。試験日程を受験者の希望により変更することはできません。
- 第1次試験合格者発表及び個別面接②対象者発表では、合格者、対象者のみに文書で通知します。
第1次試験合格者となった方で7月9日(月)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。
- 最終合格者発表では、第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

(2) 社会福祉・土木・建築・機械・電気・応用化学・造園・研究・
学校事務・薬学・衛生・獣医・学芸 区分

試験の流れ	日程
受験申込	4月26日(木)～5月13日(日) ※本登録まで完了させてください。(P8 5 申込手続き参照)
受験票発送	5月29日(火)
受験教室のお知らせ	6月22日(金) (市ウェブサイトにて公開します。)
第1次試験	6月24日(日) 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 (学校事務) 午後1時30分頃 <昼休憩なし> (研究・学芸) 午後2時45分頃 <昼休憩あり> (上記以外) 午後3時45分頃 <昼休憩あり> 第1次試験科目は、5 ページ以降をご覧ください。 <u>なお、第2次試験である論文試験についても、第1次試験に併せて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	7月4日(水)
第2次試験 (口述試験)	7月25日(水)～8月12日(日)
最終合格者発表	8月21日(火)

(注)

- (1) 論文試験は第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行います。
- (2) 合格者発表は、合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎1階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトにて公開します。
- (3) 口述試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。試験日程を受験者の希望により変更することはできません。
- (4) 第1次試験合格者発表では、合格者のみに文書で通知します。
- (5) 最終合格者発表では、第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

4 試験の内容及び出題分野

＜試験実施について＞

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

＜第1次試験合格者決定方法について＞

- ・ 第1次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。

＜合格者決定方法について＞

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。

＜その他＞

- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

(1) 行政一般

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (150分)	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題等含む》）＜25問必須解答＞ 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）＜25問必須解答＞	600点
第2次試験	口述試験	個別面接①	600点
		個別面接② ※個別面接②対象者は、第1次試験及び個別面接①の得点を合計して決定します。	1,200点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月24日（日）実施》 ※個別面接②対象者のみ採点の対象とします。	600点

(2) 学校事務

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (150分)	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題等含む》）＜25問必須解答＞ 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）＜25問必須解答＞	600点
第2次試験	口述試験	個別面接	1,800点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月24日（日）実施》	600点

(3) 法律・経済

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題等含む》）〈15問 必須解答〉 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）〈15問 必須解答〉	210点
	専門試験 (120分)	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式）〈40問解答〉 (各試験区分における出題分野等はP7【別表2】参照)	390点
第2次試験	口述試験	個別面接①	600点
		個別面接② ※個別面接②対象者は、第1次試験及び個別面接①の得点を合計して決定します。	1,200点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月24日（日）実施》 ※個別面接②対象者のみ採点の対象とします。	600点

(4) 社会福祉・土木・建築・機械・電気・応用化学・造園・薬学・衛生・獣医

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題等含む》）〈15問 必須解答〉 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）〈15問 必須解答〉	210点
	専門試験 (120分)	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式）〈40問解答〉 (各試験区分における出題分野等はP7【別表2】参照)	390点
第2次試験	口述試験	個別面接	1,800点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月24日（日）実施》	600点

(5) 消防

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (150分)	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題等含む》）〈25問必須解答〉 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）〈25問必須解答〉	600点
第2次試験	口述試験	個別面接①	600点
		個別面接② ※個別面接②対象者は、第1次試験及び個別面接①の得点を合計して決定します。	900点
	体力検査 (1日) (注)	職務遂行に必要な基礎体力に関する検査 6種目（上体起こし、握力、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、20mシャトルラン（往復持久走）〔文部科学省の新体力テスト実施要項に準拠〕）	600点
	身体検査 (注)	職務遂行上必要な身体的条件及び健康度をみる検査（尿検査、胸部エックス線検査、心電図等）を各自医療機関等で受検し、人事委員会事務局が指定する様式で提出していただきます。 なお、受検に必要な費用は受験者の負担となります。 詳細は、個別面接①の際にお知らせします。	—
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月24日（日）実施》 ※個別面接②対象者のみ採点の対象とします。	300点

(注) 体力検査及び身体検査は、消防区分の個別面接②対象者のみ実施します。

(6) 研究（機械、電子、薬学、獣医）

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題等含む》）〈15問 必須解答〉 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）〈15問 必須解答〉	210点
	専門試験 (60分)	研究職として必要とされる各試験区分の分野に関連する知識をみる試験（択一式） 〈20問 必須解答〉	390点
第2次試験	口述試験	専門面接（専門分野に関する個別面接）	900点
		一般的な個別面接	900点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月24日（日）実施》	600点

(7) 学芸（考古学、歴史学）

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題等含む》）〈15問 必須解答〉 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）〈15問 必須解答〉	120点
	経験・業績論文 (60分)	専門分野における経験・業績に関する課題についての記述式試験	480点
第2次試験	口述試験	専門面接（専門分野に関する個別面接）	900点
		一般的な個別面接	900点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月24日（日）実施》	600点

【別表2】第1次試験専門試験の出題分野等〔衛生を除き必須解答〕

試験区分	出題分野等
法 律	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学
経 済	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法及び民法
社会福祉	社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む）、社会調査
土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
機 械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
応用化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
造 園	造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計（都市・地方計画を含む）、造園関連基礎
薬 学	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度
衛 生	物理・化学・生物、衛生、薬事法規・薬事制度 〈24問 必須解答〉
	食品科学、応用微生物学、応用獣医学、畜産物利用学（18問） 薬理、薬剤、病態・薬物治療（16問） 〈以上34問中16問 選択解答〉
獣 医	基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学、臨床獣医学

5 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、11ページ「13 その他(3)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するために プリンター とAdobe Readerが必要となります。 - Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ - 受験票の印刷はA 4 判の普通紙で行ってください。 - 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。	
アクセス	名古屋市電子申請サービス（https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/）にアクセスし、「利用手引き」等を読んだうえで、「平成30年度名古屋市職員採用試験（第1類【大学卒業程度・22～30歳】、免許資格職）を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。	
申込期間	4月26日（木）から5月13日（日）までに 本登録が完了したもののみ を有効とします。 - 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 - 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込から第1次試験までの流れ		
本登録 4/26～ 5/13	①仮登録手続き	入力フォームに従って入力し、仮登録してください。 ※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。
	②電子メール受信	仮登録完了の電子メールが届きます。 登録は完了していませんので、電子メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。 ※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。
	③本登録手続き	入力内容を確認し、本登録をしてください。 本登録完了後、およそ10分程度で電子メールが届きます。
	④電子メール受信	本登録完了の電子メールが届きます。
受験票等の交付 5/29～	受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名	5月29日（火）以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） 5月31日（木）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。
第1次試験 6/24	受験票及び 写真票兼承諾書を 提示	写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認のうえ署名をした上で、試験当日に受験票とともに お持ちください 。

6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

7 合格から採用まで

- 合格者は、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- 採用候補者名簿をもとに、意向調査や、健康診断等を経て採用者を決定します。
 - ・ 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。
 - ・ 職種によって必要とされる免許等の資格を採用時に取得できない場合には、採用されません。また、傷病等により職務に従事できない場合などには、採用されないことがあります。
 - ・ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- 採用は、原則として平成31年4月です。

8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	第1次試験又は第2次試験の結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで） { ・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 （土・日・祝日・振替休日を除く。）	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、受験者本人が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) 運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書 <u>(写真のあるもの)</u> (2) 受験票
第2次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格点 総合順位		

- (注) ・ 個別面接②の対象とならなかった方への成績開示は、最終合格者発表日(8月21日)以降です。
- ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
 - ・ 必要提示書類（写真付の身分証明書及び受験票）に不足がある場合は開示できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください。）。
 - ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。

9 勤務条件

(平成30年 4 月 1 日現在)

(1) 初任給の例

事務・技術 学校事務・衛生	研究	消防	薬学 〔薬学に関する6年制 大学卒の場合〕	獣医 〔獣医に関する6年制 大学卒の場合〕
205,160円	218,500円	211,370円	223,790円	223,790円

(注)・ 上表の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。

- ・ この初任給に、学校卒業後の経歴に応じて加算される場合があります。
- ・ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
- ・ 「薬学」の初任給は、薬剤師免許取得後のものです。
- ・ 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(2) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter (https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

12 過去の実施結果

実施年度	受験者数（人）	合格者数（人）	倍率（倍）
平成29年度	2,230	375	5.9
平成28年度	2,604	447	5.8

(詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。)

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) 本市職員で受験を希望する方

ア 嘱託員、任期付職員、臨時的任用職員

受験資格を満たす場合は、この試験案内に従って申し込みをしてください。

イ 上記以外の本市職員

所属長を通じて手続きをすることとなります。所属長へ申し出をしてください。

(3) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … **5月4日（金）までの消印有効** 《持込不可》

（注）申込書は、5月7日（月）以降、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … **5月13日（日）までの消印有効** 《持込不可》

《申込書の請求手続》

1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「第1類・免許資格職採用試験申込書（〇〇（試験区分））請求」（朱書き）

（例）「第1類・免許資格職採用試験申込書（行政一般）請求」

試験区分は必ず記載してください。

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料362円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、送付する。

請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

＜情報コーナー＞

◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒ で



◇ 試験区分等の申込誤りにご注意ください！

例年、多くの方にお申込みいただいている名古屋市職員採用試験ですが、毎年残念ながら、「入力を誤ってしまった！」という方がいらっしゃいます。もう一度、試験区分等の入力内容をご確認ください。申込後の試験区分の変更は、一切できません。

申し込みの時点から、採用試験は始まっています！

◇ 第1次試験会場予定地（受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

- ・ 掲載している試験会場はあくまで予定です。必ず各自の受験票で確認してください。
- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

【名古屋大学 全学教育棟】 名古屋市千種区不老町

【名古屋市立大学 滝子キャンパス】 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1番地

【名古屋工業大学】 名古屋市昭和区御器所町

【名古屋市立菊里高等学校】 名古屋市千種区星が丘元町13番7号（※）

※ 高等学校が試験会場となった方は、試験当日は上履き（スリッパ）をお持ちください。

◇ Twitter（@名古屋市人事委員会）について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！

フォローをお待ちしております！



◇ 「名古屋市職員 採用総合案内」について

名古屋市の組織、職種、仕事、人事制度などについての概要を掲載したパンフレットです！ぜひ読んでみてください！

詳細は市ウェブサイト「名古屋市職員 採用総合案内」のページをご覧ください。

＜申込及び問合せ先＞ 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: 052-972-3308

FAX: 052-972-4182

Mail: a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

名古屋市屋外広告物講習会の周知公告

名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）第24条の規定により、屋外広告物講習会を開催します。

平成30年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 講習会の開催

(1) 日時

平成30年 6月11日（月） 午前 9時30分から午後 5時00分まで

(2) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

2 受講申請の受付

(1) 日時

平成30年 5月11日（金）から同月31日（木）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

午前 9時から正午まで及び午後 1時から午後 5時まで

(2) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室（名古屋市役所西庁舎 4階）

(3) その他

申込書は、市ウェブサイト、各区役所情報コーナー及び都市景観室にて配布します。申請者が80人になり次第、受付を締め切ります。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー高辻店

名古屋市昭和区福江三丁目 711番 2 ほか 4筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)バローホール ディングス	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 180番地の 1

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県多治見市大針町 661番地の 1

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年12月 5日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,332平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

309台

(2) 駐輪場の収容台数

181台

(3) 荷さばき施設の面積

220平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

55.2立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)バロー	午前 9時00分	午後 9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
建物南側平面駐車場	午前 6時00分から午後11時30分まで
建物屋上駐車場	午前 8時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
建物東側A荷さばき施設	午前 8時00分から午後10時00分まで
建物南側B荷さばき施設	午前 2時00分から午前 8時00分まで

7 届出の日

平成30年 4月 4日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

昭和区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー、瑞穂区役所情報コーナー及び熱田区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 4月27日から同年 8月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 8月27日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の休止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

平成30年 4月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を休止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	休止年月日
第1373号	ニッカホ ーム中部 (株)	小松 高士	名古屋市緑区相原郷 一丁目2609番地	平成30年 3月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第 1号の規定により公告する。

平成30年 4月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1406号	(株)トラス ティ	大西 喜一 郎	名古屋市南区鳴尾一 丁目 135番地	平成30年 3月14日
第1407号	(株)一設備	平井 一成	愛知県瀬戸市川西町 二丁目 102番地	平成30年 3月14日
第1408号	堀設備	堀 高規	愛知県小牧市藤島町 梵天 110番地 155	平成30年 3月14日
第1410号	(資)佐野屋	木村 幹雄	名古屋市名東区八前 三丁目 915番地	平成30年 3月14日
第1320号	(株)鈴木設 備	鈴木 和義	愛知県海部郡大治町 大字三本木字堅田35 番地の 1	平成30年 3月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

平成30年 4月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1320号	鈴木設備	鈴木 和義	愛知県海部郡大治町 大字三本木字堅田35 番地の 1	平成30年 3月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成30年 4月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1377号	中京プラ ントサー ビス(株)	松崎 哲志	名古屋市緑区定納山 二丁目 201番地 1	平成30年 3月14日
第1390号	(株)K O Y O	佐野 誠悟	名古屋市緑区鳴海町 字前之輪 227番地の 3	平成30年 3月14日
第1406号	(株)トラス ティ	大西 喜一 郎	名古屋市南区鳴尾一 丁目 135番地	平成30年 3月14日
第1407号	(株)一設備	平井 一成	愛知県瀬戸市川西町 二丁目 102番地	平成30年 3月14日
第1408号	堀設備	堀 高規	愛知県小牧市藤島町 梵天 110番地 155	平成30年 3月14日
第1410号	(資)佐野屋	木村 幹雄	名古屋市名東区八前 三丁目 915番地	平成30年 3月14日
第1320号	(株)鈴木設 備	鈴木 和義	愛知県海部郡大治町 大字三本木字堅田35 番地の 1	平成30年 3月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第3号の規定により公告する。

平成30年 4月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1320号	鈴木設備	鈴木 和義	愛知県海部郡大治町 大字三本木字堅田35 番地の 1	平成30年 3月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

平成30年 5月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 茶屋後土地改良区

(1) 退任役員

理事	佐藤 村主	名古屋市港区新茶屋二丁目 202番地
理事	佐藤 勇	名古屋市港区新茶屋二丁目2016番地
理事	山田 政弘	名古屋市港区新茶屋二丁目1622番地
理事	岩田 守彦	名古屋市港区新茶屋五丁目1429番地
監事	吉田 睦	名古屋市港区新茶屋四丁目2205番地の 2

(2) 就任役員

理事	吉田 茂	名古屋市港区新茶屋四丁目1207番地
理事	若松 孝平	名古屋市港区新茶屋一丁目1802番地
理事	吉田 芳夫	名古屋市港区新茶屋四丁目1901番地
理事	中村 三喜男	名古屋市港区新茶屋五丁目1424番地
監事	若松 直美	名古屋市港区新茶屋三丁目 803番地

2 海東土地改良区

(1) 退任役員

理事	佐藤 幸男	名古屋市港区西福田四丁目1014番地
理事	岩田 公雄	名古屋市港区西福田三丁目 922番地
理事	安井 一夫	名古屋市港区西福田一丁目2108番地
理事	吉田 茂光	名古屋市港区西福田一丁目 311番地

理事	吉田	キヨ子	名古屋市港区西福田一丁目1404番地
理事	成田	ゆかり	名古屋市港区西福田四丁目 505番地
監事	肆矢	太	名古屋市港区西福田五丁目 603番地

(2) 就任役員

理事	佐藤	幸男	名古屋市港区西福田四丁目1014番地
理事	岩田	公雄	名古屋市港区西福田三丁目 922番地
理事	吉田	キヨ子	名古屋市港区西福田一丁目1404番地
理事	岩田	孝三	名古屋市港区西福田三丁目 416番地
理事	安井	克己	名古屋市港区西福田一丁目2102番地
理事	安井	次男	名古屋市港区西福田一丁目 709番地
監事	松岡	秀春	名古屋市港区西福田五丁目 303番地

3 西福田土地改良区

(1) 退任役員

理事	石黒	和明	名古屋市港区寺前町27番地
理事	石黒	良一	名古屋市港区福屋一丁目 126番地の 1
理事	石黒	紀明	名古屋市港区寺前町11番地
理事	佐藤	秋夫	名古屋市港区寺前町50番地
理事	水野	智見	愛知県海部郡蟹江町舟入一丁目 455番地
理事	鈴木	武	愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目 627番地
理事	安井	正敏	名古屋市中川区富永三丁目 158番地
理事	安井	和正	名古屋市中川区富永二丁目 138番地
監事	石黒	昭法	名古屋市港区福屋一丁目 130番地
監事	服部	満穂	名古屋市港区福屋二丁目93番地
監事	平野	清光	名古屋市港区西福田五丁目1807番地

(2) 就任役員

理事	石黒	和明	名古屋市港区寺前町27番地
理事	佐藤	勝	名古屋市港区福屋一丁目36番地の 1

理事	西尾	公子	名古屋市港区西福田五丁目2809番地
理事	佐藤	信次	名古屋市港区寺前町43番地
理事	水野	智見	愛知県海部郡蟹江町舟入一丁目 455番地
理事	鈴木	武	愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目 627番地
理事	安井	正敏	名古屋市中川区富永三丁目 158番地
理事	安井	和正	名古屋市中川区富永二丁目 138番地
監事	石黒	昭法	名古屋市港区福屋一丁目 130番地
監事	平野	清光	名古屋市港区西福田五丁目1807番地
監事	市野	真司	名古屋市港区寺前町10番地

名古屋市緑政土木局都市農業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成30年 4月24日懲戒処分に付した。

平成30年 4月24日

名古屋市上下水道局長 宮村 喜明

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
上下水道局技師	停職 5月	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号